

本書の特長と使い方

本書は、受験生のみなさんが行政書士試験合格に必要な知識をスムーズに習得できるように、様々な要素を盛り込んでいます。以下では、これらの要素について説明しつつ、本書の効果的な学習法を紹介します。

1. 科目別ガイダンスで科目の概要・出題傾向を把握しよう！

科目別ガイダンス

1 憲法とは何か

(1) 憲法の役割

憲法（正式名称は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で**最上位に位置づけられる根本的な法**のことです。したがって、国家権力は、憲法に違反する法律を作ったり、憲法に違反する政治を行ったりすることはできません。

1 科目の概要を説明しています。本格的な学習に入る前に科目の概要を理解しておく、以後の学習がスムーズになります。

2 出題傾向表

10年間（平成24年度～令和3年度）分の本試験の出題傾向を表にまとめました。

(1) 総論

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
憲法の意味						○				
天皇							△		△	

○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題

憲法

行政法

2 本試験の出題傾向が一目でわかるように、過去10年間の本試験で出題されたテーマを一覧表にしています。

3 分析と対策

(1) 学習指針

行政書士試験の憲法は、ほとんどが「人権」と「統治」から出題され、「総論」から出題されることは稀です。そこで、まずは「人権」と「統治」をしっかり学習し、余裕があれば「総論」も学習するといった順序が効率的です。

(2) 学習内容

① 人権

「人権」では、「精神的自由権」の出題頻度が高いので、「精神的自由権」に

3 出題傾向を踏まえた上で、学習すべき内容やテーマを示しています。これにより、効果的な学習が可能になります。

2. テーマの重要度、学習のポイントを確認しよう！

1 本試験での出題可能性の高いテーマから順にA～Cのランクを付けています。まずはAランクのテーマを重点的に学習しましょう。

第3節 精神的自由権

重要度 **A**



学習のPOINT

精神的自由権には、①思想及び良心の自由、②信教の自由、③表現の自由、④学問の自由の4種類があります。特に、③表現の自由は頻出ですので、重点的に学習しましょう。

2 講師が各テーマの全体像や学習指針についてアドバイスしています。本文を学習する際には、常に意識しておきましょう。

3. 本文を学習しよう！

1 難しい言回しを避け、できる限りわかりやすく解説しています。くり返し読んで、理解していきましょう。

1 生存権

生存権とは、憲法25条1項の定める「**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利**」のことです。これは、福祉国家の理想に基づき、社会的・経済的弱者を保護するために保障されています。

生存権については、以下のような判例があります。※1

最重要判例

● 朝日訴訟（最大判昭42.5.24）

事案

朝日氏が受領していた生活扶助が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するに足りるかどうかが争われた。

結論

訴え却下 ※2 ※3

判旨

①生存権の法的性格

25条の規定は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、**直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではない**。

②健康で文化的な最低限度の生活の認定判断

健康で文化的な最低限度の生活は、抽象的な相対的概念であり、その具体的内容は、文化の発達・国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合考量して初めて決定できる。したがって、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣（現厚生労働大臣）の合目的な裁量に委ねられており、その判断は、**不当の問題として政府の政治責任が問われることはあっても、直ちに違法の問題を生じることはない**。 30-5-1

2 重要語句は赤シートで消えるようになっています。赤シートを重ねた状態で重要語句を埋められるようにトレーニングしましょう。

3 判例の中でも特に重要な判例を表の形で掲載しています。事案も掲載していますので、判例を具体的に理解することができます。

5 判旨の中で重要な部分を赤字にしていますので、メリハリをつけて押さえることができます。なお、最重要判例の赤字は赤シートで消えません。

4 長文の判例は分割して小見出しを付けていますので、長文の判例もスムーズに理解することができます。

6 過去の本試験で出題された知識については、出題年度・問題番号・肢番号を付けていますので、重要部分が一目でわかるようになっています。なお、一番左の数字で、18～30は平成を、元～3は令和を表しています。30-5-1とは、平成30年度問題5肢1を意味しています。

4. 側注を上手に利用しよう！

1 本文をより理解しやすくするため、充実した側注を付けています。本文を読んでいて※が付いている部分が出て来たら、同じ番号の側注を確認しましょう。側注は、基本的な事項（赤色）と応用的な事項（青色）に分けてありますので、初学者の人は、まずは赤色の側注のみ読んでいくとよいでしょう（2回目以降は青色の側注も読んでみてください）。なお、側注の具体的な内容については、以下の表のとおりです。

1 幸福追求権

(1) 幸福追求権とは何か

日本国憲法は、14条～40条で人権（自由権・社会権・参政権・受益権）について詳しく規定しています。

もっとも、これらの規定は、歴史的に国家権力による侵害の多かった重要な人権を挙げたものにすぎず、すべての人権を網羅したものではありません。また、社会の変化により、憲法が作られた当時※1は考えられなかった人権侵害がなされる可能性があります。

そこで、14条～40条に挙げられていない人権であっても、個人が人格的に生存するために不可欠と考えられるものは、「新しい人権」として憲法上保障されます。その根拠となる規定が**幸福追求権**（幸福追求に対する国民の権利）を定めた13条後段なのです。※2

まとめると、以下のようになります。

【人権の保障】

人権	憲法に挙げられている人権 14条～40条で保障 憲法に挙げられていない人権 13条後段で保障
----	--

※1 具体例をイメージ

例えば、インターネット上の掲示板による名誉毀損などである。

※2 参考

幸福追求権を定めた13条後段は、14条以下に列挙されている個別の人権の保障が及ばない場合に限って適用されるとする

【基本的な事項（赤色）】

※用語	わかりにくい法律用語・専門用語の意味を説明しています。
※具体例をイメージ	本文中の内容をイメージできるような具体例を挙げています。
※重要判例	本試験で出題が予想される重要な判例を掲載しています。
※よくある質問	講師が受験生からよく受ける質問を掲載し、その質問にわかりやすく回答しています。

【応用的な事項（青色）】

※参考	本文の内容に関連する発展的な事項を掲載しています。
※過去問チェック	本文の内容が実際に出題された過去問を掲載しています。なお、正誤判断のポイントには下線を付けています。
※引っかけ注意！	講師が答案を採点していて気付いた受験生の間違いやすいポイントを指摘しています。
※受験テクニック	講師が覚え方・考え方のコツなど秘伝のテクニックを伝授しています。
※記述対策	記述式で出題が予想される部分や、誤字に注意すべき漢字などについて指摘しています。
※法改正情報	近時、法改正があった点について説明しています。

5. 確認テストを解こう！

1 テーマごとに1問1答○×式の確認テストを用意していますので、そのテーマの知識が定着しているかをすぐに確認することができます。

2 ○×の解答のみならず、その根拠となる部分について簡潔な解説を掲載しています。○×は赤シートで消えるようになっています。

確認テスト

- ☐ ☐ ☐ **1** 憲法は、法律などの他のルールよりも上位に位置づけられている国の最高法規である。
- ☐ ☐ ☐ **2** 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の一般国民は、憲法を尊重し擁護する義務を負う。
- ☐ ☐ ☐ **3** 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とする憲法1条の「主権」は、国家権力の属性としての最高独立性の意味である。

解答 **1** ○ (98条1項) **2** × 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負うが (99条)、一般国民はこのような義務を負わない。 **3** × 国政についての最高の決定権の意味である。

6. くり返し読み込もう！

あとは、**1. ～ 5.** をくり返して、行政書士試験合格に必要な知識をどんどん定着させていきましょう！ 1回で理解できなかったとしても、何度も読み込むうちに理解できるようになるので、まったく気にする必要はありません。むしろ、知識の定着のためには、1回ですべてをマスターしようとするのではなく、何回もくり返し学習することが重要です。

7. 別冊六法で条文を確認しよう！

行政書士試験の学習において重要な法令をピックアップした別冊六法が付いています。取り外し可能となっていますので、持ち運びにも便利です。また、重要語句は赤文字になっており、付属の赤シートで隠しながら条文の文言を確認することができます。

第1部

憲法

▶ 科目別ガイダンス 22

第1章 総論 26

第1節 憲法の意味 26

第2節 天皇 30

第2章 人権 34

第1節 人権総論 ※ 34

第2節 幸福追求権及び
法の下での平等 ※ 46

第3節 精神的自由権 ※ 59

第4節 経済的自由権 78

第5節 人身の自由 84

第6節 社会権 90

第7節 参政権 97

第8節 受益権 99

第3章 統治 101

第1節 国会 ※ 101

第2節 内閣 ※ 111

第3節 裁判所 ※ 117

第4節 財政 129

第5節 地方自治 133

第6節 憲法改正 135

※は『スタートダッシュ』掲載テーマです。

科目別ガイダンス

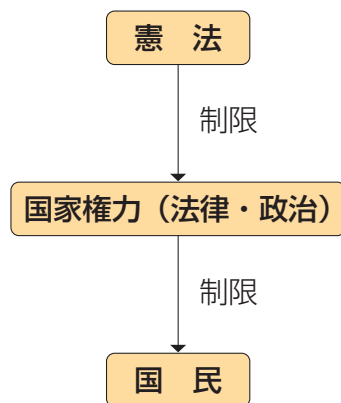
1 憲法とは何か

(1) 憲法の役割

憲法（正式名称は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で**最上位に位置づけられる根本的な法**のことです。したがって、国家権力は、憲法に違反する法律を作ったり、憲法に違反する政治を行ったりすることはできません。

例えば、国家権力が自分に都合のいいように法律を作って国民の財産を奪ったり逮捕してしまったら、国民は安心して暮らすことができません。そこで、憲法は、**国家権力に対して歯止めをかけ、国民の暮らしを守る役割**を果たしているのです。

【憲法と国家権力】



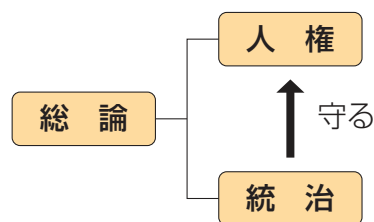
(2) 憲法の全体構造

憲法は、全体に共通する基本原理について定めた「**総論**」、国民の権利について定めた「**人権**」、国の政治の仕組みについて定めた「**統治**」の3つに分けることができます。

なお、「人権」と「統治」はまったく別物というわけではなく、「**統治**」の規定は「**人権**」を守るための手段として存在していることを押さえておきましょう。

以上をまとめると、次の図のようになります。

【憲法の全体構造】



2 出題傾向表

10年間（平成24年度～令和3年度）分の本試験の出題傾向を表にまとめました。

(1) 総論

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
憲法の意味						○				
天皇							△		△	

○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題

(2) 人権

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
人権総論		○		○	○	○	○		○	
幸福追求権及び法の下での平等	○	○	○		○			○		○
精神的自由権		○		○	○	○	○	○	○	○
経済的自由権			○			○				○
人身の自由	△		△		○				○	
社会権	○			○	○		○		○	
参政権							○	○		
受益権										

○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題

(3) 統治

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
国会	△	○	△		○			○	○	○
内閣	○		○		△	○	△		△	
裁判所	△		○	○	○			○	△	○
財政	○			○		○				
地方自治										△
憲法改正										

○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題

3 分析と対策

(1) 学習指針

行政書士試験の憲法は、ほとんどが「人権」と「統治」から出題され、「総論」から出題されることは稀です。そこで、まずは「人権」と「統治」をしっかりと学習し、余裕があれば「総論」も学習するといった順序が効率的です。

(2) 学習内容

① 人権

「人権」では、「精神的自由権」の出題頻度が高いので、「精神的自由権」については今年度も出題されるものと思って十分な学習をしておきましょう。また、「人権総論」や「幸福追求権及び法の下での平等」もよく出題されていますので、注意が必要です。

そして、「人権」では、最高裁判所の判例（ある事件について最高裁判所が示した判断）が出題されることが多いので、学習していて最高裁判所の判例が出てきたら、その都度読み込んでいくようにしましょう。なお、最高裁判所の判例は、合憲（^{ごうけん}憲法に違反しない）か違憲（^{いけん}憲法に違反する）かという結論のみならず、そこに至るまでの理由付け（^{はんし}判旨）についても出題されますので、理由付け（判旨）についてももしっかり押さえるようにしましょう。

② 統治

「統治」では、ほとんどが「国会」「内閣」「裁判所」のいずれかからの出題であり、その他のテーマからの出題は稀ですから、「国会」「内閣」「裁判所」を重点的に学習しましょう。

そして、「統治」では、最高裁判所の判例に加えて、条文知識を問う問題もよく出題されますので、最高裁判所の判例のみならず条文も読み込んでおきましょう。

(3) 近時の出題傾向

近時の行政書士試験の憲法では、簡単な問題（基本的な条文や最高裁判所の判例の知識を問う問題）と難しい問題（聞いたことのないような学者の説を問う問題や、試験の現場でじっくり考えないと解けないような問題）の差が激しいという傾向があります。そこで、憲法では、簡単な問題は取りこぼしのないよう学習し、難しい問題は潔く捨てるといった姿勢が重要となります。

行政書士試験において、憲法は、300点中わずか28点分しか出題されません。それにもかかわらず、憲法は最初に学習することが多い科目であるためか、つ

いつい学習しすぎてしまい、後半の科目に手が回らないという人が多いようですので、注意しましょう。

(4) 得点目標

憲法では、**6割正解**できれば十分といえるでしょう（例年、簡単な問題が6割程度、難しい問題が4割程度出題されます）。

【憲法の得点目標】

出題形式	出題数	得点目標
5肢択一式	5問（20点）	3問（12点）
多肢選択式	1問（8点満点）	6点

第1章 総論

第1節 憲法の意味

重要度 C

学習のPOINT



ここでは、憲法の特徴や基本原理について見ていきます。試験で直接出るとは少ないですが、後の学習の前提となるところで、一読しておきましょう。

1 憲法の特徴

憲法は、①**自由の基礎法**、②**制限規範**、③**最高法規**という3つの特色を備えています。

(1) 自由の基礎法

憲法は、人権を保障する規定を多く置いており、その規定の多くが「〇〇の自由」という名称であることから、自由を基礎づける法であるとされています。

(2) 制限規範

憲法で自由が定められているということは、同時に、国家権力に対してこのような自由を妨げてはならないと宣言しているということです。このことから、憲法は、国家権力を制限する規範であるといえます。^{※1}

(3) 最高法規

① 意義

憲法は、法律などの他のルールよりも上位に位置づけられている国の**最高法規**です（98条1項）。

② 憲法尊重擁護義務

憲法の最高法規性は、法律などの下位のルールや国家権力の行使によって危険にさらされる場合があります。

そこで、憲法を危険にさらすような政治活動を事前に防止す

※1 引っかけ注意!



制限規範とは、国家権力を制限する規範という意味であり、国民を制限する規範という意味ではありません（むしろ国民の暮らしを守る規範です）。

るため、天皇・摂政や、国務大臣・国会議員・裁判官などの**公務員**に対して、憲法を尊重し擁護する義務（これを憲法尊重擁護義務といいます）が課されています（99条）。※2 週29-7-3

2 憲法の基本原理

憲法の基本原理には、①**国民主権**、②**基本的人権の尊重**、③**平和主義**の3つがあります。

(1) 国民主権

国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決定する力又は権威が国民にあるとする原理のことです。

なお、主権の概念は、一般に、①**国家の統治権**、②**国家権力の属性としての最高独立性**、③**国政についての最高の決定権**、という3つの意味で用いられています。

【主権概念】

	意味	具体例
国家の統治権	国土と国民を支配する権利のこと	「日本国ノ主権八本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」とするポツダム宣言8項の「主権」
国家権力の属性としての最高独立性	国内においては最高、国外に対しては独立であること	「政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」とする憲法前文3項の「主権」
国政についての最高決定権	国の政治のあり方を最終的に決定する力又は権威のこと	①「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とする憲法前文1項の「主権」 ②「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とする憲法1条の「主権」

※2 引っかけ注意!



憲法尊重擁護義務が課せられているのはあくまで公務員であり、一般国民には憲法尊重擁護義務が課せられていません。

(2) 基本的人権の尊重

基本的人権とは、人間が生まれながらにして当然に持っている権利のことです。

基本的人権は、①**固有性**、②**不可侵性**^{ふかしん}、③**普遍性**という3つの性質をもっています。

【基本的人権の性質】

固有性	人間であることにより当然に認められること
不可侵性	国家権力によって侵害されないこと
普遍性	人種・性別などに関係なく誰にでも認められること

(3) 平和主義

日本国憲法は、戦争に対する深い反省から、平和主義の原理を採用し、戦争と戦力の放棄を宣言しています（9条）。

最重要判例

● 砂川事件（最大判昭34.12.16）※1

事案

国が米軍飛行場拡張のため東京都砂川町の測量を開始し、これに反対した地元住民らが基地内に立ち入った行為が、旧日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反に問われたため、日米安全保障条約の合憲性が争われた。

結論

合憲・違憲の判断をしなかった。

判旨

①戦力の意義

9条2項がその保持を禁止した戦力とは、我が国がその主体となってこれに指揮権・管理権を行使しうる戦力をいい、**外国の軍隊は、たとえ我が国に駐留するとしても、ここにいる戦力に該当しない。**

②自衛権の保障の可否

我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然であるから、**9条により我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、憲法の平和主義は決して無防備・無抵抗を定めたものではない。**

※1 よくある質問



Q憲法の判例には「砂川事件」のように事件名が書かれているものがありますが、憲法の判例は事件名まで覚える必要があるんですか？



A事件名は単なる通称にすぎず、最高裁判所が名付けた正式なものではありませんし、事件名を知らなければ正解できないような問題は出題されませんから、事件名まで覚える必要はありません。

確認テスト

- ☐☐☐ 1 憲法は、法律などの他のルールよりも上位に位置づけられている国の最高法規である。
- ☐☐☐ 2 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の一般国民は、憲法を尊重し擁護する義務を負う。
- ☐☐☐ 3 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とする憲法1条の「主権」は、国家権力の属性としての最高独立性の意味である。

解答 1 ○ (98条1項) 2 ✕ 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負うが (99条)、一般国民はこのような義務を負わない。 3 ✕ 国政についての最高の決定権の意味である。



学習のPOINT

天皇については、条文からの出題がほとんどですので、条文をくり返し読んでおきましょう。特に、天皇の国事行為（6条、7条）は覚えておきましょう。

1 天皇の地位

大日本帝国憲法※1では、天皇は国政に関する最終的な決定権限を有する主権者とされていました。したがって、大日本帝国憲法の下では、天皇が一番偉かったといえます（天皇主権）。

しかし、日本国憲法は、国民を主権者とし、天皇は**象徴**※2としての地位にとどまるものとなりました（1条）。したがって、日本国憲法の下では、一番偉いのは国民であり、天皇ではありません（国民主権）。※3

2 皇位継承

世襲制は、国民の意思とかかわりなく天皇の血縁者に皇位を継承させる制度ですから、民主主義の理念及び平等原則に反するものといえます。

しかし、日本国憲法は、天皇制を存続させるために必要と考え、例外的に皇位は**世襲**のものと規定しています（2条）。※4

3 天皇の権能 ※5

（1）範囲

天皇は、憲法の定める国事に関する行為（これを**国事行為**といいます）のみを行い、国政に関する権能を有しません（4条1項）。国事行為は、いずれも形式的・儀礼的な行為です。

国事行為の具体例としては、**内閣総理大臣**と**最高裁判所の長たる裁判官**の任命があります（6条1項・2項）。つまり、行政の長と司法の長といった偉い人たちについては、天皇が直々

※1 用語

大日本帝国憲法：現在の日本国憲法ができる前の憲法のこと。明治憲法とも呼ばれる。

※2 用語

象徴：抽象的で形のないものを表すための具体的で形のあるもののこと。

※3 重要判例

天皇は日本国の象徴であるから、天皇には民事裁判権が及ばない（最判平1.11.20）。[過29-3-4](#)

※4 参考

憲法上、皇位の継承については世襲制が規定されているのみであり、女子の天皇即位は禁止されていない。もっとも、皇室典範によって、女子の天皇即位は禁止されている。

※5 用語

権能：ある事柄について権利を主張し行使できる能力のこと。

に任命するのです。過18-4-ア

【国家機関の指名・任命】※6

	指名	任命
内閣総理大臣	国会 (6条1項)	天皇 (6条1項)
国務大臣	——	内閣総理大臣 (68条1項)
最高裁判所長官	内閣 (6条2項)	天皇 (6条2項)
長官以外の 最高裁判所裁判官	——	内閣 (79条1項)
下級裁判所裁判官	最高裁判所 (80条1項前段)	内閣 (80条1項前段)

また、天皇は、内閣の助言と承認により、以下のような国事行為を行います（7条）。

① 憲法改正・法律・政令※7・条約※8の公布（1号）

過18-4-イ、27-7-4

公布とは、成立したルールを公表して一般国民が知り得る状態におくことです。

② 国会の召集（2号）※9

召集とは、期日や場所を指定して国会議員に集合を命ずる行為のことです

③ 衆議院の解散（3号）過18-4-オ

衆議院の解散とは、衆議院議員の任期満了前に衆議院議員全員の資格を失わせることです。

④ 国会議員の総選挙の施行の公示（4号）

総選挙の施行の公示とは、総選挙の期日を国民に知らせることです。

⑤ 国務大臣※10 その他の官吏※11の任免の認証（5号）

過18-4-ウ、26-6-2

認証とは、ある行為が権限のある機関によってなされたことを外部に証明することです。なお、任免とは、任命と罷免の略で、選任したり辞めさせたりすることです。

※6 よくある質問



Q 指名と任命の違いは何ですか？



A 指名とは、誰をその地位につける

かを選ぶ行為にすぎず、指名の時点ではまだその地位についているわけではありません。これに対して、任命とは、その地位についたこととなる効力を発生させる行為のことです。

※7 用語

政令：内閣が制定するルールのこと。

※8 用語

条約：国家と国家の間の文書による合意のこと。

※9 引っかけ注意！



国会の「召集」であり、「招集」

ではありません。多肢選択式で「招集」を選ばないように注意しましょう。

※10 用語

国務大臣：内閣の構成員である大臣のこと。

※11 用語

官吏：国家公務員のこと。

⑥ ^{おんしや}恩赦の認証（6号） 図 18-4-工、30-7-イ・ウ

大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権をまとめて**恩赦**と呼びます。要するに、政治的理由により刑罰を免除することです。

⑦ 栄典の授与（7号）

栄典とは、特定の人に対してその榮譽を表彰するために認められる特別な地位のことです。

⑧ 批准書その他の外交文書の認証（8号）

批准書とは、国家が条約の内容を審査し、確定的な同意を与えた書面のことです。

⑨ 外国の大使・公使の接受（9号）

接受とは、外国の大使・公使と儀礼的に面会することです。

⑩ 儀式を行うこと（10号）

「儀式を行うこと」とは、天皇が主宰して儀式を行うことを意味します。※1

(2) 要件

天皇が国事行為をするためには、**内閣**の助言と承認が必要であり（3条）、天皇はこの助言を拒否することはできません。

(3) 代行

① ^{せつしやう}摂政

天皇が成年に達しないときや、精神・身体の重患又は重大な事故により自ら国事行為を行うことができないときは、天皇の権能は、**摂政**が代行します（皇室典範16条）。

この場合、摂政は、天皇の名で国事行為を行います（5条）。

② 国事行為の委任

摂政を置くほどではないものの、天皇が一時的に国事行為を行うことができないときは、天皇は、国事行為を他の人に委任することができます（4条2項）。※2

4 皇室の財産授受の議決

皇室へ財産が集中することや、皇室が特定の個人や団体と特別な関係を結ぶことで不当な支配力を持つことを防ぐため、皇室の財産授受については**国会の議決**が必要とされています（8条）。※3

※1 参考

天皇が全国植樹祭に参列することは、「儀式を行うこと」に当たらない。

※2 具体例をイメージ

例えば、海外旅行や病気の場合などである。

※3 引っかけ注意!



皇室の財産授受に関する国会の議決

（8条）には衆議院の優越は認められませんが、皇室の費用に関する国会の議決（88条）には衆議院の優越が認められます。両者をしっかり区別して覚えておきましょう。

確認テスト

- ☐ ☐ ☐ **1** 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。
- ☐ ☐ ☐ **2** 内閣総理大臣の指名は、天皇の国事行為である。
- ☐ ☐ ☐ **3** 天皇の国事に関するすべての行為には、国会の助言と承認を必要とし、国会が、その責任を負う。
- ☐ ☐ ☐ **4** 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない。

解答 **1** ○ (2条) **2** × 内閣総理大臣の指名は、国会の機能である (67条1項前段)。なお、天皇の国事行為は、内閣総理大臣の任命である (6条1項)。 **3** × 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う (3条)。 **4** ○ (8条)

第2章 人権

第1節 人権総論

重要度 A

学習のPOINT



人権総論では、各種の人権に共通して問題となる事柄、すなわち、①人権の分類、②人権の享有主体、③人権の限界、④人権の私人間効力の4つを学習します。

1 人権の分類

人権とは、人間が生まれながらにして当然にもっている権利のことです。人権は、その性質に応じて、①自由権、②社会権、③参政権、④受益権の4種類に分類することができます。^{※1}

【人権の分類】

自由権	国家が国民に対して強制的に介入することを排除して個人の自由な活動を保障する権利
社会権	社会的弱者が人間に値する生活を送れるよう国家に一定の配慮を求める権利
参政権	国民が自己の属する国の政治に参加する権利
受益権 ^{※2}	人権の保障を確実なものとするため、国に対して一定の行為を求める権利

※1 参考

自由権は「国家からの自由」とも呼ばれる。なお、社会権は「国家による自由」、参政権は「国家への自由」と呼ばれる。

※2 参考

受益権は、国務請求権とも呼ばれる。

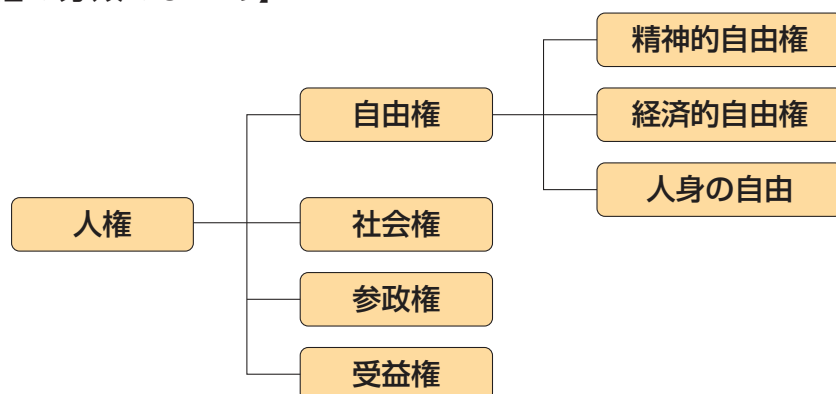
自由権は、さらに①精神的自由権、②経済的自由権、③人身の自由の3種類に分類することができます。

【自由権の分類】

精神的自由権	学問・表現などの精神的活動を行う自由
経済的自由権	職業選択などの経済的活動を行う自由
人身の自由	国家から不当に身体を拘束されない自由

これらをまとめると、以下のような図で表すことができます。

【人権の分類のまとめ】



2 人権の享有主体

人権の享有主体とは、人権が保障されている人のことです。ここでは、法人※3や外国人※4が人権の享有主体となるかが問題となります。

(1) 法人の人権

人権とは人間が生まれながらにして当然にもっている権利のことですから、本来、自然人※5でなければ人権は保障されないはずです。しかし、法人も、社会においては重要な存在です。

そこで、最高裁判所の判例は、法人についても、**権利の性質上可能な限り**人権が保障されるとしています（八幡製鉄事件：最大判昭45.6.24）。※6

法人に保障される人権と保障されない人権をまとめると、以下ようになります。

【法人の人権】

法人に保障される人権	法人に保障されない人権
①精神的自由権 ②経済的自由権 ③受益権	①人身の自由 ②社会権 ③参政権

法人の人権については、以下のような判例があります。

※3 用語

法人：法律の規定により権利をもつことが認められている会社などの団体のこと。

※4 用語

外国人：日本国籍を取得していない人のこと。

※5 用語

自然人：生身の人間のこと。

※6 具体例をイメージ

「権利の性質上可能な限り」というのは、例えば、法人は自然人と違って体をもっていないので、法人には人身の自由が保障されないというような場合である。

最重要判例

● 八幡製鉄事件（最大判昭45.6.24）

事案

八幡製鉄の代表取締役が特定の政党 ※1 に対して政治献金をしたため、同社の株主がその行為の責任を追及する訴訟を提起し、この政治献金が会社の目的の範囲外の行為であり無効ではないかが争われた。 ※2

結論

有効である。

判旨

①法人の人権

憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、**性質上可能な限り、内国の法人にも適用される。**

②会社の政治的行為の自由

会社は、自然人たる国民と同様、**国や政党の特定の政策を支持・推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有する。** 図29-3-2

※1 用語

政党：政治上の主義・施策を推進・反対するために結成された団体のこと。

※2 参考

民法34条は、「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」と規定し、法人の目的の範囲外の行為は無効であるとしている。

最重要判例

● 南九州税理士会政治献金事件（最判平8.3.19）

事案

強制加入団体である税理士会が、会の決議に基づいて、税理士法を業界に有利な方向に改正するための工作資金として会員から特別会費を徴収し、それを特定の政治団体に寄付した行為が、税理士会の目的の範囲外の行為であり無効ではないかが争われた。

結論

無効である。 ※3

判旨

税理士法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々な思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されているから、税理士会が決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。したがって、**税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとえ税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、税理士会の目的の範囲外の行為である。**

※3 重要判例

阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会（強制加入団体）に3000万円の復興支援拠出金を寄付することは、群馬司法書士会の目的の範囲内の行為であり、そのために登記申請事件1件当たり50円の復興支援特別負担金を徴収する旨の同会の総会決議は、有効である（群馬司法書士会事件：最判平14.4.25）。

(2) 外国人の人権

憲法第3章は「国民の権利及び義務」というタイトルで人権について規定していますから、本来、日本国民でなければ人権は保障されないはずです。しかし、人権は人間が生まれながらにして当然にもっている権利である以上、日本国民と外国人を区別するのは妥当ではありません。

そこで、最高裁判所の判例は、外国人についても、**権利の性質上日本国民のみを対象としている場合**を除いて人権が保障されるとしています（マククリーン事件：最大判昭53.10.4）。※4

最重要判例

● マククリーン事件（最大判昭53.10.4）

事案 アメリカ人のマククリーン氏が日本に入国し、1年後に在留期間更新の申請をしたところ、法務大臣は、マククリーン氏が在留中に政治活動を行ったことを理由に更新を拒否した。そこで、この更新拒否処分が政治活動の自由を侵害して違法ではないかが争われた。

結論 適法

判旨 ①外国人の人権
憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、**権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ。**（**過**18-6-1 ※5、23-4-3）

②外国人の政治活動の自由
政治活動の自由は、**我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないものを除き、その保障が及ぶ。**（**過**23-4-3、27-3-3、29-3-1）

③外国人の在留 ※6 の権利
憲法22条1項は、日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどまり、憲法上、外国人は、**我が国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもない。**

外国人に保障される人権と保障されない人権をまとめると、以下のようになります。

【外国人の人権】

外国人に保障される人権	外国人に保障されない人権
①自由権 ②受益権	①入国・再入国の自由 ②社会権 ③参政権

① 入国の自由

入国の自由は、外国人には保障されません（最大判昭32.6.19）。これは、国際法上、国家が自己に危害を及ぼすおそ

※4 具体例をイメージ

「権利の性質上日本国民のみを対象としている場合を除いて」というのは、例えば、参政権は国民が自己の属する国の政治に参加する権利であり、その性質上日本国民のみを対象としている権利であるから、外国人には参政権が保障されないというような場合である。

※5 過去問チェック

憲法13条以下で保障される諸権利のなかで、明示的に「国民」を主語としている権利については、日本に在留する外国人に対して保障が及ばないとするのが、判例である。→ ×（18-6-1）

※6 用語

在留：入国した後、日本にとどまること。

れのある外国人の入国を拒否することは、その国家の権限に属するとされているからです。※1

最重要判例

● 森川キャサリーン事件（最判平4.11.16）

事案 日本に入国して定住しているアメリカ人の森川キャサリーン氏が、韓国へ旅行するため再入国許可の申請をしたところ、不許可とされた。そこで、この不許可処分が再入国の自由を侵害して違法ではないかが争われた。

結論 適法

判旨 我が国に在留する外国人は、憲法上、**外国へ一時旅行する自由を保障されているものではなく、再入国の自由も保障されない。** 週19-6-5 ※2、27-3-2

※1 重要判例

憲法上、外国移住の自由が保障されていることから（22条2項）、外国人の出国の自由は保障される（最大判昭32.12.25）。

※2 過去問チェック

外国人は、憲法上日本に入国する自由を保障されてはいないが、憲法22条1項は、居住・移転の自由の一部として海外渡航の自由も保障していると解されるため、日本に在留する外国人が一時的に海外旅行のため出国し再入国する自由も認められる。 → ×（19-6-5）

② 社会権

社会権は、各人の所属する国が保障すべき権利ですから、外国人には保障されません。

最重要判例

● 塩見訴訟（最判平1.3.2）

事案 外国人が知事に対して（旧）障害福祉年金の請求を行ったところ、この請求が却下された。そこで、当該却下処分が憲法14条、25条に違反しないかが争われた。

結論 合憲

判旨 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、**その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される。** 週19-6-4、27-3-5

③ 参政権

参政権は、国民が自己の属する国の政治に参加する権利ですから、外国人には保障されません。

最重要判例

● 外国人の地方選挙権（最判平7.2.28）

事案 外国人が地方公共団体 ※3 の選挙人名簿に登録されていないことを不服として選挙管理委員会に対して異議の申出をした。そこで、外国人にも地方選挙権が保障されるかが争われた。

※3 用語

地方公共団体：市町村や都道府県のこと。

結論 外国人には地方選挙権が保障されない。※4

- 判旨** ①憲法93条2項の「住民」の意味
憲法93条2項で地方公共団体の長や議会の議員などを選挙することとされた「住民」とは、**地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する。** 過23-4-4
- ②外国人の地方選挙権の許容
我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、**法律をもって、地方公共団体の長・議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない。** しかしながら、このような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、**このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。** 過18-2-ウ、19-6-2、23-4-5

最重要判例 ● 外国人の公務就任権 ※5 (最大判平17.1.26)

事案 外国人である東京都の職員が管理職選考試験を受験しようとしたところ、日本国籍を有していないことを理由に拒否された。そこで、この拒否処分が法の下での平等を定めた憲法14条1項に反するのではないかが争われた。

結論 合憲

判旨 地方公共団体が、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、**合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、このような措置は、憲法14条1項に違反するものではない。** ※6 過19-6-3

※4 重要判例

外国人には国政選挙権も保障されていない(最判平5.2.26)。

※5 用語

公務就任権：公務員に就任する権利のこと。

※6 参考

この判例は、理由付けとして、国の統治のあり方については国民が最終的な責任を負うべきものである以上、外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することはわが国の法体系の想定するところではないという点を挙げている。 過27-3-4

※7 具体例をイメージ

例えば、週刊誌の記者が政治家Aに恨みを抱いていたため、そのような事実もないのに「Aはワイロをもらってばかりの汚職政治家だ!」といった記事を週刊誌に掲載した場合、記者には表現の自由(21条1項)が保障されているから、本来、このような記事を掲載することも自由なはずである。しかし、これを認めると、政治家Aの名誉を侵害することになる。

3 人権の限界

(1) 公共の福祉による人権制限

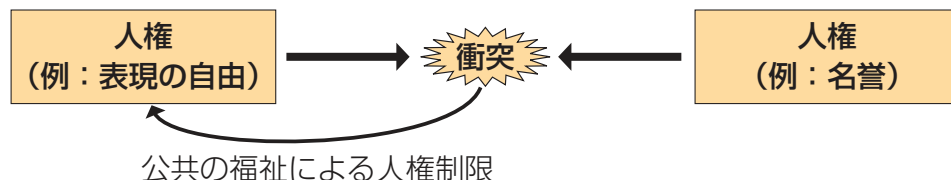
憲法は、人権を「侵すことのできない永久の権利」(11条)であるとしていますから、国家権力は、人権を制限することができないのが原則です。しかし、ある人の人権を保障することが、他の人の人権を侵害することになる場合があります。 ※7

そこで、憲法は、人権を「**公共の福祉**に反しない限り」(13条)認めることとして、ある人の行為が他の人の人権を侵害す

る場合には、その行為は制限されるものとしています。

このように、ある人の人権と他の人の人権が衝突した場合に、これを調整するために一方の人権を制限することを、公共の福祉による人権制限といいます。

【公共の福祉による人権制限】



(2) 特別な法律関係に基づく人権制限

公務員や在監者※1のように、国家権力と特別な関係にある人については、一般国民にはない特別の人権制限が許され则认为られています。

① 公務員の人権

公務員は、政治的に中立であることが要求され、政治的目的をもって政治的行為を行うことが禁止されています。※2

最重要判例

● 猿払事件 (最大判昭49.11.6)

事案

郵便局に勤務する現業※3 国家公務員が、特定の政党を支持する目的でポスターの掲示や配布をした行為が、国家公務員法102条1項及び人事院規則14-7に違反するとして起訴された。そこで、国家公務員法及び人事院規則の合憲性が争われた。

結論

合憲

判旨

① 政治的行為の保障

国家公務員法102条1項及び人事院規則によって公務員に禁止されている政治的行為も多かれ少なかれ政治的意見の表明を内包する行為であるから、**もしそのような行為が国民一般に対して禁止されるのであれば、憲法違反の問題が生ずることはいうまでもない。** 過18-5-1

② 公務員の政治的行為の自由

公務員の政治的中立性を損なうおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、**それが合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところである。**

③ 公務員の政治的行為の禁止の合憲性判定基準 ※4

公務員の政治的行為を禁止することができるかの判断に当

※1 用語

在監者：刑務所などに強制的に収容されている者のこと。

※2 具体例をイメージ

例えば、ある公務員がA党の熱狂的な支持者であり、A党に有利なようにしか公務を行わないとしたら、A党を支持しない国民は公務を信頼しなくなってしまうことから、公務員には政治的中立性が要求されている。

※3 用語

現業：企業経営などの非権力的な行政事務のこと。

※4 参考

猿払事件判決の示した合憲性判定基準を合理的関連性の基準という。

判旨

たつては、**禁止の目的、禁止の目的と禁止される政治的行為との関連性、政治的行為を禁止することにより得られる利益と禁止することにより失われる利益との均衡の3点から検討することが必要である。**※5 過18-5-2

最重要判例

● 堀越事件（最判平24.12.7）

事案

当時の社会保険庁に勤務していた国家公務員が、特定の政党を支持する目的で政党機関誌を配布した行為が、国家公務員法110条1項19号・102条1項、人事院規則14-7に違反するとして起訴された。そこで、国家公務員法及び人事院規則の罰則規定の合憲性が争われた。

結論

国家公務員法及び人事院規則の罰則規定は合憲だが、本件配布行為は当該罰則規定の構成要件※6に該当しない。

判旨

- ①国家公務員法102条1項の「政治的行為」の意味
国家公務員法102条1項にいう「政治的行為」とは、**公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるものを指す。**過29-3-3、30-41-ア・イ
- ②本件配布行為の構成要件該当性
本件配布行為は、管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、**公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえず、本件配布行為は当該罰則規定の構成要件に該当しない。**過30-41-ウ・エ

② 在監者の人権

在監者については、逃亡や証拠隠滅^{いんめつ}などを防止するため、刑事施設に強制的に収容するという身体の拘束が認められています。

最重要判例

● 在監者の喫煙の自由（最大判昭45.9.16）

事案

在監者に対して喫煙を禁止していた旧監獄法施行規則が憲法13条に違反しないかが争われた。

結論

合憲

※5 重要判例

裁判官に対し「積極的に政治運動をすること」を禁止することは、その目的が正当であって、その目的と禁止との間に合理的関連性があり、禁止により得られる利益と失われる利益との均衡を失うものではないから、憲法21条1項に違反しない（寺西裁判官事件：最大決平10.12.1）。過元-7-4

※6 用語

構成要件：法律により犯罪として定められた行為の類型のこと。

判旨

①喫煙の自由の保障

喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一つに含まれるとしても、**あらゆる時・所において保障されなければならないものではない。**

②在監者の喫煙の禁止の合憲性

在監者の喫煙を禁止することは、**必要かつ合理的な規制である。**

最重要判例

● よど号ハイジャック記事抹消事件 (最大判昭58.6.22)

事案

在監者が新聞を定期購読していたところ、拘置所 **※1** 長がよど号ハイジャック事件に関する新聞記事を全面的に抹消した。そこで、その抹消処分が在監者の閲読の自由を侵害して違憲ではないかが争われた。

結論

合憲

判旨

①閲読の自由の保障

新聞紙・図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法19条の規定や、表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨・目的から、**その派生原理として当然に導かれる。** **過** 18-6-2 **※2**

②在監者の閲読の自由に対する制限

在監者の閲読の自由に対する制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序が害される一般的・抽象的なおそれがあるだけでは足りず、その閲読を許すことにより、**監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性** **※3** **があると認められることが必要である。** **※4** **過** 2-3

※1 用語

拘置所：主に刑が確定していない刑事被告人を収容しておく場所のこと。

※2 過去問チェック

国家権力の統制下にある在監者に対しては、新聞、書籍を閲読する自由は、憲法上保障されるべきではないとするのが、判例である。→ **×** (18-6-2)

※3 用語

蓋然性：可能性が高いこと。

※4 引っかけ注意!



よど号ハイジャック記事抹消事件判決は、在監者の閲読の自由に対する制約の合憲性を「相当の蓋然性」の有無で判断しています。「明白かつ現在の危険」があることまでは要求していません。

4 人権の私人間効力

(1) 人権の私人間効力とは何か

従来、憲法の人権規定は、国家権力による国民の人権の侵害を排除するものであり、国家権力と国民の間でのみ適用されるものであるとされてきました。しかし、資本主義の発展により社会の中に強い力をもった大企業のような私的団体^{してき}が生まれ、国家権力のみならず、私的団体によっても国民の人権が侵害されるようになってきました。

そこで、憲法の人権規定を適用することにより、私的団体による人権侵害を排除する必要があるのではないかが問題となり

ます。このように、憲法の人権規定が私人と私人の間でも適用されるかといった問題のことを**人権の私人間効力**の問題といいます。

(2) 間接適用説

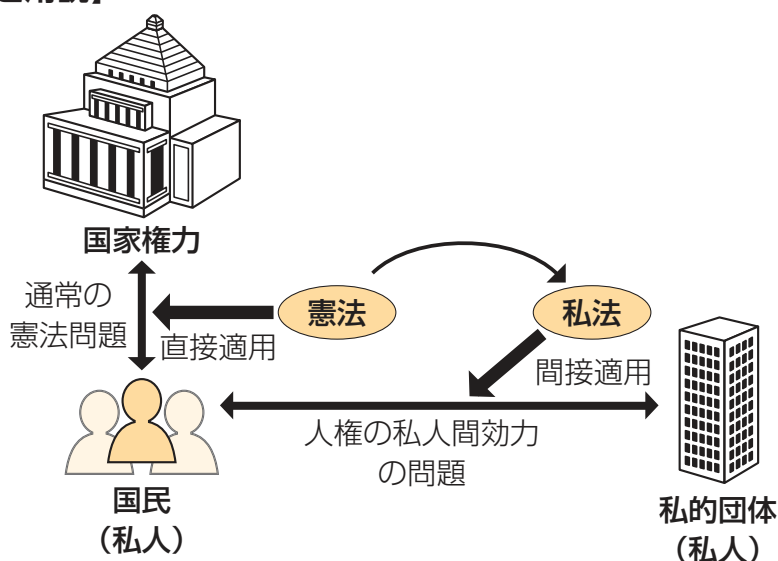
人権の私人間効力の問題については、考え方が分かれています。まず、憲法の人権規定が私人と私人の間でも直接適用されるとする考え方があります（これを**直接適用説**といいます）。しかし、この考え方によると、私人相互の関係に対して憲法が大きく介入することになり、**私的自治の原則**※5に反することになってしまいます。

そこで、最高裁判所の判例は、憲法の人権規定は、民法などの私法※6を通して、間接的に適用されるとしています（三菱樹脂事件：最大判昭48.12.12）。これを**間接適用説**といいます。※7

例えば、女性であることを理由に会社で雇ってもらえなかった場合、憲法14条1項が性別による差別を禁止している以上、このような憲法に反する措置は公おおやけの秩序に反するとして、民法90条※8により無効であると判断するのです（憲法14条1項違反により無効であると判断するわけではありません）。

以上をまとめると、次のような図になります。

【間接適用説】



※5 用語

私的自治の原則：私人相互の関係はその当事者の意思に委ねるべきとする原則のこと。

※6 用語

私法：私人相互の関係について規定した法律のこと。

※7 参考

間接適用説に立ったとしても、①投票の秘密（15条4項）、②奴隷的拘束からの自由（18条）、③労働基本権（28条）は、私人間に直接適用される。

※8 参考

民法90条は、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」と規定している。

最重要判例 ● 三菱樹脂事件（最大判昭48.12.12）

事案 大学卒業後、三菱樹脂株式会社に採用された者が、在学中の学生運動歴について入社試験の際に虚偽の申告をしたという理由で、試用期間終了時に本採用を拒否された。そこで、特定の思想を有することを理由に本採用を拒否することが憲法に違反しないかが争われた。

結論 違反しない（間接適用説）。

判旨 ①人権規定の私人間への適用

憲法の自由権的基本権の保障規定は、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、**私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない**。私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合があるが、このような場合でも、憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用 ※1 を認めるべきではない。 ※2 過25-4-1

②思想・信条の調査の可否

企業者が、労働者の採否決定に当たり、労働者の思想・信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも**違法ではない**。

③思想・信条を理由とする雇用の拒否

企業者が特定の思想・信条を有する者をそれを理由として雇い入れることを拒んでも、**それを当然に違法としたり、直ちに民法上の不法行為 ※3 とすることはできない**。 過18-3-2、25-4-5

※1 用語

類推適用：ある事項を直接に規定した法規がない場合に、それに類似した事項を規定した法規を適用すること。

※2 重要判例

国が行政の主体としてでなく私人と対等の立場に立って、私人との間で個々の締結する私法上の契約は、当該契約がその成立の経緯及び内容において実質的にみて公権力の発動たる行為と何ら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法9条の直接適用を受けない（百里基地訴訟：最判平1.6.20）。 過25-4-4

※3 用語

不法行為：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害し、これによって損害を生じさせること（民法709条）。

最重要判例 ● 昭和女子大事件（最判昭49.7.19）

事案 無届で法案反対の署名活動を行ったり、許可を得ないで学外の政治団体に加入したりした行為が、学則の具体的な細則である生活要録の規定に違反するとして、学生が退学処分を受けた。そこで、この学生が、退学処分が憲法19条に違反することを理由に学生たる地位の確認を求めて争った。

結論 退学処分は憲法19条に違反しない（間接適用説）。

判旨 ①人権規定の私人間への適用

憲法19条、21条、23条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であって、**専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものではない**。 過18-3-5

判旨 ②退学処分の場合性

私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針を立て、学則を制定することができ、学生の政治活動を理由に退学処分を行うことは、**懲戒権者に認められた裁量権の範囲内にある**。過25-4-2

最重要判例● **日産自動車事件**（最判昭56.3.24）

事案 企業における定年年齢を男子60歳、女子55歳とした男女別定年制が、法の下での平等に反しないかが争われた。

結論 法の下での平等に反する（間接適用説）。

判旨 就業規則 ※4 中、女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、**性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効である**。過25-4-3、30-27-5

※4 用語

就業規則：使用者が事業場における労働条件などを定めたもののこと。

確認テスト

- ☐ ☐ ☐ **1** 憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用される。
- ☐ ☐ ☐ **2** 憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、政治活動の自由のように権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ。
- ☐ ☐ ☐ **3** 公務員の政治的中立性を損なうおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところである。
- ☐ ☐ ☐ **4** 憲法の自由権的基本権の保障規定は、私人相互の関係を直接規律することを予定するものである。

解答

1 ○（八幡製鉄事件：最大判昭45.6.24） **2** × 政治活動の自由についても、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないものを除き、その保障が及ぶ（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）。 **3** ○（猿払事件：最大判昭49.11.6） **4** × 私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない（三菱樹脂事件：最大判昭48.12.12）。



学習のPOINT

ここでは、自由権・社会権・参政権・受益権のいずれにも分類されない人権について見ていきます。判例からの出題がほとんどですので、判例をくり返し読んでおきましょう。

1 幸福追求権

(1) 幸福追求権とは何か

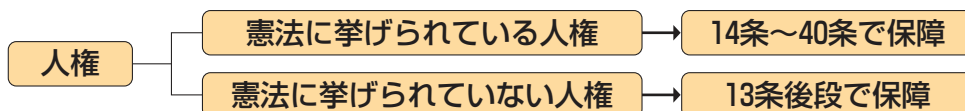
日本国憲法は、14条～40条で人権（自由権・社会権・参政権・受益権）について詳しく規定しています。

もっとも、これらの規定は、歴史的に国家権力による侵害の多かった重要な人権を挙げたものにすぎず、すべての人権を網羅したものではありません。また、社会の変化により、憲法が作られた当時では考えられなかった人権侵害がなされる可能性があります。**※1**

そこで、14条～40条に挙げられていない人権であっても、個人が人格的に生存するために不可欠と考えられるものは、「新しい人権」として憲法上保障されます。その根拠となる規定が**幸福追求権**（幸福追求に対する国民の権利）を定めた13条後段なのです。**※2**

まとめると、以下のようになります。

【人権の保障】



(2) 新しい人権

幸福追求権を根拠として認められた「新しい人権」としては、肖像権、プライバシー権、自己決定権などがあります。**※3**

① 肖像権

肖像権とは、許可なく容貌・^{ようぼう}姿態を撮影されない権利のこと

※1 具体例をイメージ

例えば、インターネット上の掲示板による名誉毀損などである。

※2 参考

幸福追求権を定めた13条後段は、14条以下に列挙されている個別の人権の保障が及ばない場合に限り適用されるとするのが通説である（補充的保障説）。

※3 参考

環境権（良好な環境を享受する権利）や嫌煙権は、「新しい人権」として認められていない。

です。最高裁判所の判例は、憲法13条を根拠に実質的な肖像権を認めています（肖像権を認めると明言したわけではありません）。※4 ※5

最重要判例

● 京都府学連事件（最大判昭44.12.24）

事案

デモ行進に際し警察官が犯罪捜査のために行った写真撮影が、憲法13条に違反しないかが争われた。

結論

合憲

判旨

①容ぼう等を撮影されない自由

何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等（容ぼう・姿態）を撮影されない自由を有するから、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、**憲法13条の趣旨に反し許されない**。過23-3-1、3-4-1

②撮影が許容される場合

犯罪を捜査することは公共の福祉のため警察に与えられた国家作用の1つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるため、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、**その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれていても、これが許容される場合がありうる**。具体的には、現に犯罪が行われ若しくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、**その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは**、例外的に撮影が許される。過23-3-1

② プライバシー権

プライバシー権とは、従来、「私生活をみだりに公開されない権利」と定義されてきました。しかし、情報化社会の進展に伴い公権力や大企業等によって個人情報保有されるようになったことから、人格的な生存を実現するためには、単に私生活を公開されないだけでなく、自分の情報を自分でコントロールできるようにする必要性が生じました。そこで、現在では、**プライバシー権とは、自己に関する情報をコントロールする権利**と定義されています。※6 過26-3-3

最重要判例

● 前科照会事件（最判昭56.4.14）

事案

弁護士が区役所に対して前科及び犯罪経歴を照会し、区役所がこれに応じたため、前科及び犯罪経歴を公開された者が、プライバシー侵害を理由に損害賠償を求めて争った。

※4 重要判例

自動速度監視装置（オービス）による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われ、かつ緊急に証拠を保全する必要がある、方法も相当である場合には、許容される（最判昭61.2.14）。

※5 重要判例

写真週刊誌のカメラマンが、法廷において、手錠をされ腰縄を付けられた状態の被疑者の容ぼう・姿態をその承諾なく撮影した行為は、不法行為法上違法である（最判平17.11.10）。もっとも、法廷において訴訟関係人から資料を見せられている状態や手振りを交えて話しているような状態の容ぼう・姿態を描いたイラスト画を写真週刊誌に掲載して公表した行為は、不法行為法上違法であるとはいえない（同判例）。

※6 重要判例

犯罪を犯した少年を特定することが可能な記事を掲載した場合、この記事の掲載によって不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべきである（最判平15.3.14）。過23-3-4

結論 損害賠償請求は認められる。

判旨 前科等（前科・犯罪経歴）は、人の名誉・信用に直接かかわる事項であり、前科等のある者であっても、これをみだりに公開されないという**法律上の保護に値する利益を有する**。したがって、市区町村長が漫然と※1 弁護士会の照会に応じ、**犯罪の種類・軽重を問わず**、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使に当たる。※2

最重要判例 ● ノンフィクション「逆転」事件（最判平6.2.8）

事案 ノンフィクション小説「逆転」で実名を掲載され前科を公表された者が、その作者に対して、プライバシー侵害を理由に損害賠償を求めて争った。

結論 損害賠償請求は認められる。

判旨 ①実名掲載の可否

ある者の前科等にかかわる事実は、刑事事件・刑事裁判という社会一般の関心・批判の対象となるべき事項にかかわるものであるから、事件それ自体を公表することに歴史的・社会的な意義が認められるような場合には、**事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない**。 23-3-2 ※3

②損害賠償請求の可否

ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表した場合、**公表する理由よりも公表されない法的利益が優越するときには、公表された者は、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる**。

最重要判例 ● 指紋押捺拒否事件（最判平7.12.15）

事案 外国人登録法により外国人登録原票などへの指紋押捺を義務付けられたことが、憲法13条に違反しないかが争われた。※4

結論 合憲

判旨 ①指紋とプライバシー

指紋は、性質上万人不同性、終生不変性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では**個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある**。 23-3-3

②外国人の指紋押捺を強制されない自由

国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、**この自由の保障は、我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ**。 19-6-1、27-3-1

※1 用語

漫然と：考えもなく、情性でということ。

※2 引っかけ注意！



前科照会事件判決は、「プライバシー権」という用語を明示しているわけではありません。

※3 過去問チェック

前科は、個人の名誉や信用に直接関わる事項であるから、事件それ自体を公表することに歴史的または社会的な意義が認められるような場合であっても、事件当事者の実名を明らかにすることは許されない。→ × (23-3-2)

※4 参考

外国人指紋押捺制度は、1999年の外国人登録法改正により廃止され、2012年には外国人登録法自体も廃止されている。

判旨

③外国人登録法が定めていた指紋押捺制度の合憲性

外国人登録法が定めていた在留外国人についての指紋押捺制度は、その立法目的に十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定できるものであり、**方法としても一般的に許容される限度を超えない相当なものであったと認められる。**

最重要判例

● 早稲田大学講演会参加者名簿提出事件（最判平15.9.12）

事案

早稲田大学が、外国国家主席の講演会を開催するに先立ち、参加者の学籍番号・氏名・住所・電話番号を記入した名簿の写しを警察に提出したため、参加者がプライバシー侵害を理由に損害賠償請求訴訟を提起した。

結論

損害賠償請求は認められる。

判旨

①講演会の参加申込者の学籍番号等の性質

大学が講演会の主催者として学生から参加者を募る際に収集した参加申込者の学籍番号・氏名・住所・電話番号は、大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、**秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。**

②法的保護の有無

しかし、このような情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきであるから、**プライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。**

最重要判例

● 住基ネット訴訟（最判平20.3.6）

事案

行政機関が住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により個人情報収集・管理・利用することは、憲法13条の保障するプライバシー権その他の人格権を違法に侵害するものではないかが争われた。**※5**

結論

合憲

判旨

①個人情報を開示・公表されない自由

憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しており、**何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を有する。** 図 28-4-1

②本人確認情報の性質

いわゆる住基ネットによって管理・利用等される氏名・生年月日・性別・住所からなる本人確認情報は、社会生活上は

※5 参考

住基ネット訴訟の最高裁判所判決は、自己に関する情報をコントロールする個人の憲法上の権利（プライバシー権）の性質について、判示したわけではない。

図 28-4-2

判旨

一定の範囲の他者には当然開示されることが想定され、**個人の内面にかかわるような秘匿性の高い情報とはいえない。** 過23-3-5、28-4-3

③住基ネットの適法性

住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、**住民サービスの向上および行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているもの**ということができる。 過28-4-4

また、住基ネットにおけるシステム技術上・法制度上の不備のために、**本人確認情報が法令等の根拠に基づかずにまたは正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示・公表される具体的な危険が生じている**ということとはできない。 過28-4-5

④権利侵害の有無

いわゆる住基ネットにより行政機関が住民の本人確認情報を収集・管理・利用する行為は、当該住民がこれに同意していないとしても、**憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。**

③ 自己決定権

自己決定権とは、個人の人格的生存にかかわる重要な事柄を国家権力の干渉なしに各自が決定することができる権利のことです。 ※1

最重要判例

● エホバの証人輸血拒否事件（最判平12.2.29）

事案

エホバの証人の信者が自己の意思に反して輸血をされたため、輸血をした医師に対して、自己決定権の侵害を理由に損害賠償を求めて争った。

結論

損害賠償請求は認められる。

判旨

患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、**人格権 ※2の一内容として尊重されなければならない。** ※3 過29-34-3

2 法の下^{もと}の平等

憲法は、法の下^{もと}の平等を規定しています（14条1項）。さらに個別的に、**貴族制度**の廃止（14条2項）・**栄典**に伴う特権の

※1 具体例をイメージ

例えば、家族のあり方を決める自由（避妊・中絶など）、ライフスタイルを決める自由（服装・髪型など）、生命の処分を決める自由（医療拒否・尊厳死など）がある。

※2 用語

人格権：個人の人格価値を侵害されない権利のこと。

※3 引っかけ注意!



エホバの証人輸血拒否事件判決は、「自己決定権」という用語を明示しているわけではありません。

※4 引っかけ注意!



栄典に伴う特権が禁止されているにすぎず、栄典自体が禁止されているわけではありません。

禁止（14条3項）といった規定を設けて、平等原則の徹底化を図っています。※4 過18-7-ウ

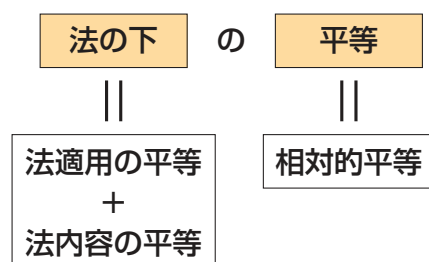
（1）法の下の平等の意味

まず、「法の下」の意味ですが、法を平等に適用しなければならないこと（**法適用の平等**）のみならず、法の内容自体も平等でなければならないこと（**法内容の平等**）も含まれます。なぜなら、不平等な内容の法を平等に適用したとしても、不平等は解消されないからです。※5

次に、「平等」の意味ですが、事実上の違いを無視して機械的に平等に取り扱うこと（**絶対的平等**）ではなく、事実上の違いを前提に結果として平等になるように取り扱うこと（**相対的平等**）を意味します。なぜなら、事実上の違いを無視して機械的に平等に取り扱うと、かえって不平等な結果となる場合があるからです。※6

このように、憲法14条1項は、国民に対し**絶対的**な平等を保障したものではなく、差別すべき**合理的**な理由なくして差別することを禁止している趣旨ですから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱いをすることは、憲法14条1項に反するものではありません（最大判昭39.5.27）。過22-4-イ・ウ・エ

【法の下の平等】



（2）法の下の平等が及ぶ範囲

憲法14条1項は人種・信条・性別・社会的身分・門地を列举していますが、これらの事由は**例示的**なものであって、これ以外の事由についても法の下の平等の保障は及びます（最大判昭39.5.27）。※7 過22-4-ア

① 人種

人種とは、皮膚・毛髪・目・体型等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類のことです。

※5 具体例をイメージ

例えば、「男性は税金1万円、女性は税金100万円を支払わなければならない」といった法律を国民全員に平等に適用したとしても、女性が男性の100倍の税金を支払う義務を負うという男女間の不平等は解消されないもので、このような法律は法の下の平等に反することになる。

※6 具体例をイメージ

例えば、「全国民は税金100万円を支払わなければならない」といった法律は、全国民を機械的に平等に取り扱うものであるが、これでは年収100万円の人には手元に1銭も残らないことになり生活が成り立たないのに対し、年収1億円の人にはほとんど収入が減らず悠々自適な生活ができることになり、不平等な結果となってしまうので、法の下の平等に反することになる。

※7 重要判例

選挙制度を政党本位のものにすることも国会の裁量に含まれるので、衆議院選挙において小選挙区選挙と比例代表選挙に重複立候補できる者を、一定要件を満たした政党等に所属するものに限ることは、憲法に違反しない（最大判平11.11.10）。過28-7-2

② 信条

信条とは、宗教上の信仰のみならず、思想上・政治上の主義を含みます（最判昭30.11.22）。

③ 性別

性別による差別が問題となった判例には、以下のようなものがあります。

最重要判例

● 女性の再婚禁止期間（最大判平27.12.16）※1

事案

女性について6か月の再婚禁止期間を設けている民法733条1項の規定が憲法14条1項に違反しないかが争われた。

結論

民法733条1項の規定のうち、**100日の再婚禁止期間を設ける部分は合憲、100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は違憲**。

判旨

①100日の再婚禁止期間を設ける部分について

民法733条1項の立法目的は、**父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐこと**にあると解されるところ、女性の再婚後に生まれる子については、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避されることになる。夫婦間の子が嫡出子となることは婚姻による重要な効果であるところ、嫡出子について出産の時期を起点とする明確で画一的な基準から父性を推定し、父子関係を早期に定めて子の身分関係の法的安定を図る仕組みが設けられた趣旨に鑑みれば、**父性の推定の重複を避けるため100日について一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、立法目的との関連において合理性を有する**。

②100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分について

婚姻をするについての自由が憲法24条1項の規定の趣旨に照らし十分尊重されるべきものであることや妻が婚姻前から懐胎していた子を産むことは再婚の場合に限られないことを考慮すれば、再婚の場合に限って、前夫の子が生まれる可能性をできるだけ少なくして家庭の不和を避けるという観点や、婚姻後に生まれる子の父子関係が争われる事態を減らすことによって、父性の判定を誤り血統に混乱が生ずることを避けるという観点から、**厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間を超えて婚姻を禁止する期間を設けることを正当化することは困難である**。他にこれを正当化し得る根拠を見出すこともできないことからすれば、**民法733条1項のうち100日超過部分は、合理性を欠いた過剰な制約を課すものとなっている**。 過28-7-5、元-4-4

※1 法改正情報

この判例が出されたことにより、民法733条1項が改正され、再婚禁止期間が6か月から100日に短縮された。

④ 社会的身分

社会的身分とは、人が社会において占める継続的な地位のことです（最大判昭39.5.27）。※2

社会的身分による差別が問題となった判例には、以下のよう
なものがあります。

最重要判例

● 尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭48.4.4）

事案 刑法200条（平成7年の刑法改正により削除された）が普通殺人に比べて尊属殺 ※3 に対して重罰を科していたことが、憲法14条1項に違反しないかが争われた。

結論 **違憲** ※4

判旨 ①立法目的の合理性

被害者が尊属であることを犯情の1つとして具体的事件の量刑上重視することは許されるものであるのみならず、さらに進んでこのことを類型化し、法律上、刑の加重要件とする規定を設けても、**かかる差別的取扱いをもって直ちに合理的な根拠を欠くものと断ずることはできない。** 過28-7-4

②立法目的達成手段の合理性

刑法200条は、尊属殺の法定刑を死刑又は無期懲役刑のみに限っている点において、その立法目的達成のために必要な限度をはるかに超え、普通殺人に関する刑法199条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、**憲法14条1項に違反して無効である。**

最重要判例

● 婚外子国籍訴訟（最大判平20.6.4）

事案 日本国民である父と外国人である母の間に生まれた非嫡出子 ※5 について、父母の婚姻により嫡出子 ※6 たる身分を取得した者に限り日本国籍の取得を認めることは、憲法14条1項に違反しないかが争われた。

結論 **違憲**

判旨 ①国籍取得の際の取扱いの区別が憲法14条1項に違反するかどうかの審査の考え方

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位でもある。一方、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄である。したがって、**このような事柄をもって日本国籍取得の要件に関して**

※2 具体例をイメージ

例えば、親子関係などである。

※3 用語

尊属殺：血縁者のうち自分より世代が上の者（父母・祖父母など）に対する殺人罪のこと。

※4 受験テクニック



違憲判決はほとんどありませんので、違憲判決のほうをしっかりと覚えておいて、それ以外のものは合憲と覚えておきましょう。

※5 用語

非嫡出子：婚姻関係にない男女から生まれた子のこと。

※6 用語

嫡出子：婚姻関係にある男女から生まれた子のこと。

判旨

区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である。過24-6

②国籍取得の際の取扱いの区別の合憲性

(旧) 国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、認知されたにとどまる子と準正※1のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、憲法14条1項に違反する。

※1 用語

準正：認知後に婚姻することによって、非嫡出子に嫡出子としての地位を与えること。

【婚外子国籍訴訟の結論】

生後認知

のみ



日本国籍



違憲

生後認知

+

準正



日本国籍



最重要判例

● 非嫡出子の相続分（最大決平25.9.4）

事案

非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする（旧）民法900条4号ただし書前段は、憲法14条1項に違反しないかが争われた。

結論

違憲

判旨

①嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別することの合理性

法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、その制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきている。したがって、遅くとも本件の相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われており、民法900条4号ただし書前段は憲法14条1項に違反していたものというべきである。過28-7-3、元-4-1

②本決定以前に確定的なものとなった法律関係への影響

本決定の違憲判断は、平成13年7月から本決定までの間に開始された相続につき、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法900条4号ただし書前段を前提としてされた遺産の分割の審判その他の審判、遺産の分割の協議その他の合意等により**確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではない。**

⑤ 門地

門地とは、家柄のことです。

(3) 議員定数不均衡^{ふ きんこう}

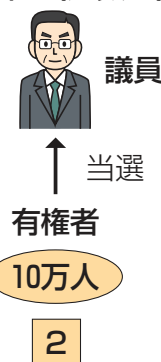
議員定数不均衡とは、選挙において、各選挙区の議員定数の配分に不均衡があり、人口数との比率において、選挙人の投票価値に不平等が生じていることです。つまり、1票の重みが違うということです。**※2**

【議員定数不均衡】

A選挙区（定数1）



B選挙区（定数1）



不均衡

1票の価値

※2 具体例をイメージ

例えば、定数1のA選挙区では有権者が20万人いるのに対し、同じく定数1のB選挙区では有権者が10万人しかいない場合、同じ1人1票であったとしても、B選挙区の1票の重みはA選挙区の2倍となる。

① 衆議院の場合

最重要判例

● 衆議院議員定数不均衡訴訟（最大判昭51.4.14）

事案

昭和47年12月10日に行われた衆議院議員選挙について、千葉県第1区の選挙人らが、1票の較差が最大4.99対1に及んでいることが投票価値の平等に反するとして、選挙無効の訴えを提起した。

結論

違憲だが選挙は**有効**である。過21-47-オ

判旨

① 投票価値の平等

選挙権の平等は、**各選挙人の投票の価値**、すなわち各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを含む。形式的に1人1票の原則が貫かれていても、各選挙区における選挙人の数と選挙される議員の数との比率上、各選挙人が自己の選ぶ候補者に投じた1票がその者を議員として当選させるために寄与する効果に大小が生ずる場合には、投票価値が平等であるとはいえない。

投票価値の平等は、選挙制度の決定について国会が考慮すべき唯一絶対の基準ではなく、国会は、**衆議院及び参議院それぞれについて他に考慮することのできる事項をも考慮し**

判旨

て、公正かつ効果的な代表という目標を実現するために適切な選挙制度を具体的に決定することができる。【過26-5-3】

投票価値の平等は、原則として、**国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものではある**が、単に国会の裁量権の行使の際における考慮事項の1つにとどまるものではない。

②議員定数配分規定の合憲性

議員定数配分規定は、その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり、単に憲法に違反する不平等を招来している部分のみでなく、**全体として違憲の瑕疵※1がある**。【過26-5-1】

③選挙の有効性

行政事件訴訟法31条1項の基礎に含まれている一般的な法の基本原則に従い、**選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却※2するとともに、本件選挙が違法である旨を主文※3で宣言すべきである**。

※1 用語

瑕疵：法律上何らかの欠点・欠陥があること。

※2 用語

棄却：請求に理由がないとしてこれを退けること。

※3 用語

主文：判決の結論部分のこと。

※4 参考

選挙区の人口の数に比例して議員定数を設定すべきとする原則のことを人口比例主義という。

※5 用語

1人別枠方式：衆議院小選挙区300議席のうち、47都道府県にまず1議席ずつ割り振ってから残り253議席を人口比で配分する方式のこと。

最重要判例

● 衆議院議員定数不均衡訴訟（最大判昭60.7.17）

事案

昭和58年12月18日に行われた衆議院議員選挙について、1票の較差が最大4.40対1に及んでいることが投票価値の平等に反するとして、選挙無効の訴えが提起された。

結論

違憲だが選挙は**有効**である。【過21-47-オ】

判旨

制定又は改正の当時合憲であった議員定数配分規定の下における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数又は人口※4（この両者はおおむね比例するものとみて妨げない。）の較差がその後の人口の異動によって拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至った場合には、そのことによって直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、**憲法上要求される合理的期間内の是正が行われな**いと**き初めてその規定が憲法に違反する**ものというべきである。

【過19-41、26-5-2】

最重要判例

● 衆議院議員定数不均衡訴訟（最大判平23.3.23）

事案

平成21年8月30日に行われた衆議院議員選挙について、1人別枠方式※5を採用している選挙区割規定の下において、1票の較差が最大2.30対1に及んでいることが投票価値の平等に反するとして、選挙無効の訴えが提起された。

結論

合憲（違憲状態ではある）

判旨

本件選挙時において、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち **1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する**に至っており、同基準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたものではあるが、いずれも **憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず**、本件区割基準規定及び本件区割基準が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。

② 参議院の場合

最重要判例

● 参議院議員定数不均衡訴訟（最大判平24.10.17）※6

事案

平成22年7月11日に実施された参議院議員通常選挙について、1票の較差が最大5.00対1に及んでいることが投票価値の平等に反するとして、選挙無効の訴えが提起された。

結論

合憲（違憲状態ではある）

判旨

参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであって、**参議院議員選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出し難い。** 図26-5-4

※6 参考

従来の判例（最大判昭58.4.27）は、参議院議員選挙区選挙が、参議院に第二院としての独自性を発揮させることを期待して、参議院議員に都道府県代表としての地位を付与したものであることを理由に、投票価値の平等の要請は後退するものと解していた。

③ 地方議会の場合

最重要判例

● 地方議会と議員定数不均衡（最判昭59.5.17）

事案

昭和56年7月5日に行われた東京都議会議員選挙について、1票の較差が最大7.45対1に及んでいることが投票価値の平等に反するとして、選挙無効の訴えが提起された。

結論

違法だが選挙は**有効**である。

判旨

公職選挙法の規定は、憲法の投票価値の平等の要請を受け、地方公共団体の議会の議員の定数配分につき、**人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求している。** 図26-5-5

確認テスト

- ☐ ☐ ☐ **1** 警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない。
- ☐ ☐ ☐ **2** 市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、前科等のすべてを報告したとしても、犯罪が重大な場合であれば、公権力の違法な行使に当たることはない。
- ☐ ☐ ☐ **3** 尊属殺の法定刑を死刑又は無期懲役刑のみに限っていたとしても、著しく不合理な差別的取扱いをするものとはいえず、14条1項に違反しない。
- ☐ ☐ ☐ **4** 選挙権の平等は、各選挙人の投票の価値、すなわち各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを含む。

解答

1 ○ 京都府学連事件（最大判昭44.12.24） **2** × 市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類・軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使に当たる（前科照会事件：最判昭56.4.14）。 **3** × 14条1項に違反する（尊属殺重罰規定違憲判決：最大判昭48.4.4）。 **4** ○ （衆議院議員定数不均衡訴訟：最大判昭51.4.14）



学習のPOINT

精神的自由権には、①思想及び良心の自由、②信教の自由、③表現の自由、④学問の自由の4種類があります。特に、③表現の自由は頻出ですので、重点的に学習しましょう。

1 思想及び良心の自由

外国の憲法には、信教の自由や表現の自由とは別に思想及び良心の自由を明文で保障しているものはほとんどありません。しかし、日本では、大日本帝国憲法下において、特定の思想を反国家的なものとして弾圧するという思想の自由そのものが侵害される事例が多かったため、日本国憲法は、思想及び良心の自由を明文で保障しています（19条）。※1

思想及び良心の自由の保障には、以下の3つの意味があります。

【思想及び良心の自由の保障の意味】

内心の自由の絶対性	国民がどのような世界観・人生観をもっていたとしても、それを心の中で思っている分には、絶対的に自由であるという意味 ※2
沈黙の自由	国民がどのような思想をもっているかについて、国家権力が申告を求めたりすることは許されないという意味 ※3
思想を理由とする不利益取扱いの禁止	特定の思想をもっていることを理由に不利益な取扱いをすることは許されないという意味

思想及び良心の自由について、以下のような判例があります。

最重要判例

● 謝罪広告強制事件（最大判昭31.7.4）

事案

衆議院議員総選挙に際して他の候補者の名誉を毀損した候補者が、裁判所から謝罪広告を新聞紙上に掲載することを命ずる判決を受けた。そこで、その候補者が、謝罪を強制することは思想及び良心の自由の保障に反するとして争った。

※1 参考

思想及び良心の自由によって保護されるのは、信教の自由（20条1項）と異なり、固有の組織と教義体系を持つ思想・世界観に限られない。過21-5-1

※2 参考

世界観・人生観を行動として示した場合は、他人の人権と衝突するおそれがあるので、絶対的に自由であるとはいえない。

※3 具体例をイメージ

例えば、江戸時代の絵踏みのようなことをするのは許されないということである。

結論 合憲

判旨 民法723条にいう被害者の名誉を回復するのに適当な処分として謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、**それが単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものであれば**、代替執行^{※1}の手続によって強制執行しても、**加害者の倫理的な意思・良心の自由を侵害するものではない**。図21-5-2

※1 用語

代替執行：義務を負っている者に代わって第三者が義務の内容を実現し、その費用を徴収する方法のこと。

最重要判例 ● ^{こうじまち}**麴町中学内申書事件**（最判昭63.7.15）

事案 高校進学希望の生徒が、その内申書に政治活動を行った旨の記載があったことなどが理由で、受験したすべての入試に不合格となったとして、内申書の記載が憲法19条に違反すると争った。

結論 合憲

判旨 内申書の記載は、生徒の思想・信条そのものを記載したものでないことは明らかであり、この記載に係る外部的行為によっては生徒の思想・信条を了知しうるものではないし、また、**生徒の思想・信条自体を高等学校の入学選抜の資料に供したものとは到底解することができない**。

最重要判例 ● **国歌起立斉唱行為の拒否**（最判平23.5.30）^{※2}

事案 都立高等学校の教諭が、卒業式において国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命ずる旨の校長の職務命令に従わなかったところ、これが職務命令違反に当たることを理由に、定年退職後の非常勤職員の採用選考において不合格とされた。そこで、このような職務命令は憲法19条に違反するのではないかが争われた。

結論 合憲

判旨 職務命令においてある行為を求められることが、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動と異なる外部的行為を求められることとなり、その限りにおいて、当該職務命令が個人の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があると判断される場合にも、職務命令の目的及び内容には種々のものが想定され、また、上記の制限を介して生ずる制約の態様等も、職務命令の対象となる行為の内容及び性質並びにこれが個人の内心に及ぼす影響その他の諸事情に応じて様々であるといえる。したがって、**このような間接的な制約が許容されるか否かは、職務命令の目的及び内容並びに上記の制限**

※2 重要判例

市立小学校の校長が教諭に対し入学式における国歌斉唱の際にピアノ伴奏をすることを命ずる旨の職務命令は、当該教諭の思想及び良心の自由を侵すものとして憲法19条に違反するということとはできない（最判平19.2.27）。

判旨

を介して生ずる制約の態様等を総合的に較量して、当該職務命令に上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当である。

2 信教の自由

(1) 信教の自由

① 信教の自由の内容

憲法は、信教の自由を保障しています（20条1項前段）。※3

信教の自由の内容としては、①**信仰の自由**、②**宗教的行為の自由**、③**宗教的結社の自由**の3つがあります。

【信教の自由の内容】

信仰の自由	宗教を信仰し又は信仰しないこと、信仰する宗教を選択・変更することについて、個人が自らの意思で決定する自由
宗教的行為の自由	宗教上の祝典・儀式・行事その他布教等を行う自由
宗教的結社の自由	宗教的行為を行うことを目的とする団体（例：宗教法人）を結成する自由

② 信教の自由の制約

上記の3つのうち、信仰の自由は内心にとどまるものですから、絶対的に保障されます。

これに対して、宗教的行為の自由・宗教的結社の自由は、外部的行為を伴うものですので、それが他者の権利・利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、公共の福祉による制約を受けます。※4

最重要判例

● オウム真理教解散命令事件（最決平8.1.30）

事案

宗教法人法81条にいう「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」及び「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」を行ったとして、宗教法人オウム真理教の解散命令が請求されたため、この解散命令が憲法20条1項に違反するのではないかが争われた。

結論

合憲

※3 参考

大日本帝国憲法も信教の自由を保障していたが（28条）、「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という限定が付いていたため、法律や命令によって信教の自由を制約することも許されると考えられていた。

※4 重要判例

静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益は、直ちに法的利益として認めることができない性質のものである（自衛官合祀拒否訴訟：最大判昭63.6.1）。過28-6-4

判旨

①宗教法人に関する法的規制の合憲性判断基準

解散命令などの宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしてもそこに何らかの支障を生じさせるならば、**信教の自由の重要性に配慮し、規制が憲法上許容されるか慎重に吟味しなければならない。**※1 過28-6-5

②解散命令が宗教上の行為に及ぼす影響

宗教法人法81条に規定する宗教法人の解散命令の制度は、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かい※2する意図によるものではなく、その制度の目的も合理的であるといえることができる。解散命令によって宗教団体やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、**その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。**※3 過20-41

最重要判例

● 剣道実技拒否事件（最判平8.3.8）

事案

信仰する宗教（エホバの証人）の教義に基づいて、必修科目の体育の剣道実技を拒否したため、原級留置・退学処分を受けた市立工業高等専門学校の学生が、当該処分は信教の自由を侵害するとし、その取消しを求めて争った。

結論

学校側の措置は、社会観念上著しく妥当を欠く処分であり、**裁量権の範囲を超える違法なもの**である。

判旨

剣道実技の履修が必須のものとはいいがたく、体育科目による教育目的の達成は、他の体育種目の履修などの代替的方法によっても性質上可能である。そして、他の学生に不公平感を生じさせないような適切な方法・態様による代替措置は、**目的において宗教的意義を有し、特定の宗教を援助・助長・促進する効果を有するものといふことはできず、他の宗教者又は無宗教者に圧迫・干渉を加える効果があるともいえない。**過21-5-5

※1 参考

この判例は、すべての宗教に平等に適用される法律（宗教法人法）が違憲となる余地を認めている。
過21-5-3

※2 用語

容かい：干渉すること。

※3 受験テクニック



オウム真理教解散命令事件決定は、多肢選択式で出題され、「世俗的」「宗教的」「間接的」という語句が空欄となっていました。このように、多肢選択式では「～的」という語句が空欄として出題されることが多いので、判例を読む際には、「～的」という語句に着目して読むとよいでしょう。

(2) 政教分離原則

憲法は、個人の信教の自由を保障するだけでなく、国家と宗教を分離する**政教分離原則**を採用しています（20条1項後段・3項、89条前段）。なぜなら、国家が特定の宗教と強いかわり合いをもつと、その宗教に有利な政治を行うおそれがあり、他の宗教の信者の権利が侵害されるおそれがあるからです。

もっとも、政教分離原則は、国家と宗教のかかわり合いを一

切排除するものではありません。なぜなら、宗教団体に対しても他の団体と平等に給付を行わなければならない場合があるからです。※4 ※5

政教分離原則違反が問題となった判例には、以下のようなものがあります。※6

最重要判例

● 津地鎮祭事件（最大判昭52.7.13）

事案 三重県津市が、市体育館の建設に当たり、神式の地鎮祭を举行し、それに公金を支出したことが、憲法20条、89条に違反しないかが争われた。

結論 合憲

判旨 ①政教分離原則の法的性質

政教分離規定は、いわゆる**制度的保障** ※7 の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教の分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。

②政教分離の程度

国家と宗教との完全な分離を実現することは、實際上不可能に近いものであるから、政教分離原則は、**国家と宗教とのかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく**、そのかわり合いが相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである。

③政教分離原則違反の判断基準（目的効果基準）

憲法20条3項により禁止される「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助・助長・促進又は圧迫・干渉等になるような行為をいう。過28-6-1

※4 具体例をイメージ

例えば、宗教団体が設置する私立学校に対して補助金を交付する場合などである。

※5 重要判例

憲法が公金の支出を禁じている宗教上の組織・団体とは、宗教と何らかのかかわり合いのある行為を行っている組織・団体のすべてを意味するものではなく、宗教活動を本来の目的とする組織・団体を指す（最判平5.2.16）。過28-6-2

※6 受験テクニック



政教分離原則違反とした最高裁判所の判例は、①愛媛県玉串料事件（最大判平9.4.2）、②空知太神社訴訟（最大判平22.1.20）、③孔子廟政教分離訴訟（最大判令3.2.24）の3つしかありませんので、他のものはすべて合憲と覚えておきましょう。

※7 用語

制度的保障：一定の制度に対して立法によってもその本質を侵害することができないという保護を与えて、制度それ自体を客観的に保障する方法のこと。

最重要判例

● 愛媛県玉串料事件（最大判平9.4.2）

事案 愛媛県が靖国神社等に対して玉串料等の名目で公金を支出したことが、憲法20条3項、89条に違反しないかが争われた。

結論 **違憲** 過21-5-4、28-6-3

判旨 県が玉串料等を靖国神社等に奉納したことは、その目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助・助長・促進になると認めるべきであり、これによりもたらされる県と靖国神社等とのかわり合いがわが国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たる。

最重要判例

● そらちぶと 空知太神社訴訟 (最大判平22.1.20) ※1

事案

市が町内会に対してその所有する土地を神社施設の敷地として無償で使用させていたため、市の行為は憲法の定める政教分離原則に違反するのではないかが争われた。

結論

違憲

判旨

市が、町内会に対し、市有地を無償で神社施設の敷地としての利用に供している行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法89条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法20条1項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当する。 図 3-5

最重要判例

● びょう 孔子廟 政教分離訴訟 (最大判令3.2.24)

事案

市が管理する都市公園内に儒教の祖である孔子等を祀った施設の設置を許可した上、敷地の使用料の全額を免除した市長の行為は、憲法の定める政教分離原則に違反するのではないかが争われた。

結論

違憲

判旨

敷地の使用料の全額免除は、施設の観光資源としての意義や歴史的価値を考慮しても、一般人の目から見て、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものといえ、社会通念に照らして総合的に判断すると、市と宗教との関わり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当すると解するのが相当である。

※1 よくある質問



Q 空知太神社訴訟 (最大判平22.1.

20) は、津地鎮祭事件 (最大判昭52.7.13) のような目的効果基準は採用していないんですか？



A 津地鎮祭事件は、政教分離原則

違反となる行為は、①宗教とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものであるとした上で、②具体的には、行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助・助長・促進または圧迫・干渉等になるような行為をいう (目的効果基準) としています。これに対して、空知太神社訴訟は、②の目的効果基準は使わずに、①の判断基準のみを引用しています。

3 表現の自由

(1) 表現の自由の保障根拠

表現の自由 (21条1項) とは、自分の思想や意見を外部に表明して他者に伝達する自由のことです。個人の内心における思想や意見は、外部に表明して他者に伝達することによって社会的に意味をなすものですから、表現の自由は、特に重要な権利であるといえます。

この表現の自由を支えるのは、①**自己実現の価値**、②**自己統治の価値**という2つの価値です。【過22-5】

【表現の自由の価値】

自己実現の価値	個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値
自己統治の価値	言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという社会的な価値

(2) 表現の自由の内容

① 知る権利

表現の自由は、本来、自分の思想や意見を外部に表明して他者に伝達する自由（情報の送り手の自由）のことでした。しかし、現代社会では、マスメディアから情報が一方的かつ大量に流され、国民の大半は情報の受け手となっています。

そこで、表現の自由には、「好きな本を読みたい」「自由にニュースを聞きたい」といった情報の受け手の自由も含まれると考えられています。この情報の受け手の自由のことを**知る権利**といいます。【※2】

② アクセス権

アクセス権とは、一般国民がマスメディアに対して自己の意見の発表の場を提供することを要求する権利のことです。【※3 ※4】

最重要判例

● サンケイ新聞事件（最判昭62.4.24）

事案 自民党がサンケイ新聞に掲載した意見広告が共産党の名誉を毀損したとして、共産党が同じスペースの反論文を無料かつ無修正で掲載することを要求した。

結論 **反論文掲載請求権は認められない。**

判旨 日刊全国紙による情報の提供が一般国民に対し強い影響力をもち、その記事が特定の者の名誉ないしプライバシーに重大な影響を及ぼすことがあるとしても、反論権の制度について具体的な成文法がないのに、反論権を認めるに等しい反論文掲載請求権をたやすく認めることはできない。

③ 報道・取材の自由

報道は、事実を知らせるものであり、特定の思想や意見を表明するものではありません。そこで、報道の自由や報道のため

※2 参考

個人は様々な事実や意見を知ることによって初めて政治に有効に参加することができるから、知る権利は、参政権の役割も有している。

※3 具体例をイメージ

例えば、意見広告や反論記事の掲載を請求することなどである。

※4 重要判例

放送法の規定は、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与するものではない（訂正放送請求事件：最判平16.11.25）。

の取材の自由が、憲法21条によって保障されるかが問題となります。

最重要判例

● 博多駅事件（最大決昭和44.11.26）※1

事案

米原子力空母寄港反対闘争に参加した学生と機動隊員とが博多駅付近で衝突し、機動隊側に過剰警備があったとして付審判請求※2がなされたため、裁判所がテレビ放送会社に衝突の様子を撮影したテレビフィルムを証拠として提出することを命じた。そこで、放送会社は、テレビフィルムの提出命令が報道・取材の自由を侵害するとして争った。

結論

合憲

①報道の自由

報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知権に奉仕するものであるから、思想の表明の自由とならんで、**事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にある。** 図18-5-4

②取材の自由

報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、**報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するもの**といわなければならない。 ※3

③取材の自由の限界

取材の自由といっても、何らの制約を受けないものではなく、例えば公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、**ある程度の制約を受けることのあることも否定することができない。**

取材に対して情報を提供した人は、自分が情報を提供したことを秘密にしたいと思うのが通常ですから、情報提供者（取材源）の秘匿ひとくが守られなければ、以後の取材に支障が生じてしまいます。そこで、取材の自由には、**取材源秘匿の自由**も含まれると考えられています。

他方、裁判における証人※4は、聞かれたことについて答える義務があります（これを**証言義務**といいます）。そこで、裁判における証人が取材源について聞かれた場合に、証言を拒絶することができるかが問題となります。

最高裁判所の判例は、取材源秘匿の自由について、刑事裁判※5と民事裁判※6で異なる結論を述べています。

※1 参考

日本テレビが取材したビデオテープを検察官が押収したことの合憲性が争われた日本テレビ・ビデオテープ押収事件決定（最決平1.1.30）は、博多駅事件の判旨①②を引用している。

※2 用語

付審判請求：公務員の職権濫用罪等に関して検察が不起訴にした場合にその当否を審査する審判のこと。

※3 引っかけ注意！



取材の自由については、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するとされているにすぎず、「保障する」よりも1ランク低い位置づけにとどめていることに注意が必要です。

※4 用語

証人：裁判所に対して自分の経験から知ることができた事実を供述する者のこと。

※5 用語

刑事裁判：犯罪行為を行った者の処罰を求める裁判のこと。

※6 用語

民事裁判：私人間の権利義務に関する紛争を解決する裁判のこと。

【取材源秘匿の自由】

刑事裁判	憲法21条は新聞記者に特殊の保障を与えたものではないため、医師その他に刑事訴訟法が保障する証言拒絶の権利は、新聞記者に対しては認められない（石井記者事件：最大判昭27.8.6）。
民事裁判	民事事件において証人となった報道関係者は、当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段・方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、民事訴訟法197条1項3号に基づき、原則として、当該取材源に係る証言を拒絶することができる（最決平18.10.3）。

取材の自由と国家機密の関係については、以下のような判例があります。

最重要判例

● 外務省秘密電文漏洩事件（最決昭53.5.31）

事案

外務省の極秘電文を新聞記者が外務省の女性事務官から入手して横流ししたため、この新聞記者が秘密漏示そそのかし罪に問われた。^{※7}

結論

秘密漏示そそのかし罪が成立する。

判旨

報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようにそそのかしたからといって、そのことだけで、直ちに当該行為の違法性が推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、**それが真に報道の目的から出たものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである**。しかしながら、取材の手段・方法が贈賄・脅迫・強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合はもちろん、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合には、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる。

また、法廷での取材の自由については、以下のような判例があります。^{※8}

※7 参考

国家公務員法は、公務員が職務上知ることができた秘密を漏らすことを禁止している（100条1項）。そして、公務員が秘密を漏らすことをそそのかした者を処罰している（111条、109条12号）。

※8 重要判例

たとえ公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であっても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するときは許されない（北海タイムス事件：最大決昭33.2.17）。

最重要判例

● レパタ事件（最大判平1.3.8）

事案

アメリカ人弁護士のレパタは、裁判を傍聴した際に、傍聴席でのメモ採取を希望し許可申請を行ったが認められなかったため、この措置は憲法21条及び憲法82条1項に違反するのではないかが争われた。

結論

合憲

判旨

①情報を摂取する自由

憲法21条1項は表現の自由を保障しており、各人が自由に様々な意見・知識・情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、個人の人格発展にも民主主義社会にとっても必要不可欠であるから、**情報を摂取する自由は、憲法21条1項の趣旨・目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる。** 過25-7-3

②一般人の筆記行為の自由

様々な意見・知識・情報に接し、これを摂取することを補助するものとなされる限り、筆記行為の自由は、21条1項の規定の精神に照らして**尊重されるべき**である。 過18-5-3、25-7-4

③法廷でメモを取る自由

傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識・記憶するためになされるものである限り、**尊重に値し、故なく妨げられてはならない。**

④筆記行為の自由の合憲性判定基準

筆記行為の自由は、21条1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その自由の制限又は禁止には、**表現の自由に制限を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない。** 過18-5-3、25-7-4

⑤法廷でメモを取る行為の合憲性判定基準

傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは、通常はあり得ないのであって、特段の事情のない限り、これを**傍聴人の自由に任せるべきであり、それが憲法21条1項の規定の精神に合致する。** 過25-7-5

⑥司法記者クラブ ※1 所属の報道機関の記者に対するメモの許可

報道の公共性、ひいては報道のための取材の自由に対する配慮に基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷においてメモを取ることを許可することも、**合理性を欠く措置ということはいできない。** 過18-5-5、25-7-1

⑦裁判の公開（82条1項）との関係

憲法82条1項は、裁判の対審及び判決が公開の法廷で行わ

※1 用語

司法記者クラブ：公的機関・業界団体などを継続的に取材するため、大手のマスメディアによって構成された組織のこと。

※2 重要判例

「わいせつ」とは、いたずらに性欲を興奮又は刺激させ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものである（チャタレイ事件：最大判昭32.3.13）。

判旨

れるべきことを定めているが、その趣旨は、**裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするにある。** 週25-7-2

同条項は、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として認めたものではないし、また、傍聴人に対してメモを取ることを権利として保障しているものでもない。

④ 性表現と名誉毀損的表現

従来、性表現や名誉毀損的表現は、わいせつ文書頒布罪・名誉毀損罪などが刑法に定められていることから、憲法で保障されないものとされてきました。しかし、これでは何をもってわいせつ・名誉毀損とするかで本来保障されるべき表現まで保障されなくなってしまうおそれがあります。

そこで、判例は、性表現や名誉毀損的表現も表現の自由に含まれるとしながら、その範囲を絞っていくという手段を採っています。 ※2 ※3

なお、個人の名誉の保護と正当な表現の保障との調和を図るため、以下の3要件を満たした場合には、名誉毀損罪が成立しないものとされています（刑法230条の2第1項）。

【名誉毀損罪の成立を阻却する要件】

1	摘示された事実が公共の利害に関するものであること（事実の公共性） ※4
2	摘示の目的が専ら公益を図るものであること（目的の公益性）
3	事実の真実性を証明できたこと（真実性の証明） ※5

⑤ 集会の自由

集会とは、多数人が共通の目的をもって一定の場所に集まることです。また、集団行動も「動く集会」といえますから、集会の自由のみならず集団行動の自由も21条1項によって保障されます。

集会や集団行動は、多数人が集合して、特定の場所を独占して使用したり行動を伴ったりする表現活動ですから、他者の権利と矛盾・衝突する可能性が高いものといえます。そこで、他

※3 重要判例

わいせつ性の有無の判断は、文書全体との関連において判断されなければならない（悪徳の栄え事件：最大判昭44.10.15）。

※4 重要判例

私人の私生活上の行状であっても、そのたずさわる社会的活動の性質およびこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度等のいかんによっては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、刑法230条の2第1項にいう「公共の利害に関する事実」にあたる場合がある（「月刊ペン」事件：最判昭56.4.16）。

※5 重要判例

事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料・根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しない（「夕刊和歌山時事」事件：最大判昭44.6.25）。

者の権利との調整のため、集会の自由や集団行動の自由も、公共の福祉による制約を受けることがあります。

最重要判例

● 皇居前広場事件（最大判昭28.12.23）

事案 メーデー記念集会のため皇居前広場の使用を申請したところ、これを拒否されたため、この拒否処分の合憲性が争われた。

結論 合憲

判旨 公共用財産である皇居外苑の利用の不許可処分は、表現の自由又は団体行動権自体を制限することを目的としたものでないことは明らかであるから、**公園管理権の運用を誤ったものとは認められず、憲法21条・28条に違反するものではない。**※1

※1 参考

この不許可処分は、皇居前広場の使用を制限するものであり、表現物を対象とするものではないから、検閲に当たらない。

最重要判例

● 泉佐野市民会館事件（最判平7.3.7）

事案 市長が市民会館の使用許可の申請を市民会館条例の規定に基づき不許可処分としたため、この処分が集会の自由を侵害して違憲ではないかが争われた。

結論 合憲

判旨 ①二重の基準の法理
集会の自由の制約は、基本的人権のうち**精神的自由を制約するものであるから、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下にされなければならない。**

②明白かつ現在の危険の法理

市民会館の使用を許可してはならない事由として市民会館条例が定める「公の秩序をみだすおそれがある場合」とは、市民会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、市民会館で集会が開かれることによって、人の生命・身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、**明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。**※2

※2 参考

この判決は、「公の秩序をみだすおそれがある場合」を限定して解釈している。このように、文字通りに解釈すると違憲になるかもしれない広い法文の意味を限定し、違憲となる可能性を排除することによって法令の効力を救済する解釈を合憲限定解釈という。

最重要判例

● 東京都公安条例事件（最大判昭35.7.20）

事案 東京都公安委員会の許可を受けずに集団行進を指導した者が、東京都公安条例違反で起訴されたため、この公安条例※3の合憲性が争われた。

※3 用語

公安条例：公共の秩序の維持のために国民の集会や集団行進を規制する条例のこと。

結論 合憲

判旨

地方公共団体が、純粋な意味における表現といえる出版等についての事前規制である検閲が21条2項によって禁止されているにもかかわらず、いわゆる「公安条例」をもって、地方的情勢その他諸般の事情を十分考慮に入れ、不測の事態に備え、**法と秩序を維持するために必要かつ最小限度の措置を事前に講ずることは、やむを得ない。**

(3) 表現の自由の規制

表現の自由も公共の福祉などを理由に制限されることがありますが、表現の自由は自己実現の価値・自己統治の価値をもつ重要な権利ですから、国家権力の思うままに制限することは許されません。

そこで、表現の自由を規制する立法が合憲か違憲かを判定する基準を明らかにすることが重要とされます。この基準として通説が採用しているのが、精神的自由権に対する規制は経済的自由権に対する規制よりも厳格な基準で審査すべきとする**二重の基準**という考え方です。**※4**

もっとも、表現の自由の規制の合憲性判定基準は二重の基準から直ちに導かれるものではなく、①事前抑制、②漠然不明確な規制、③表現内容規制、④表現内容中立規制といった規制の態様に応じて決定されるべきであるとされています。

① 事前抑制

事前抑制とは、表現行為がなされる前に国家権力が表現を規制することです。

この事前抑制は、原則として許されないと考えられています。なぜなら、表現行為がなされる前に表現が規制されてしまうと、表現をしようとする者が萎縮してしまい、表現の自由を大きく脅かすことになるからです。**過23-5-3、2-4-4**

そして、事前抑制のうち、行政権が主体となって行う**けんえつ検閲**は、絶対に禁止され、いかなる例外も認められません（21条2項前段）。**※5**

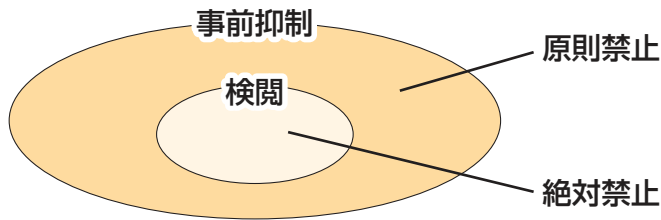
※4 参考

通説が二重の基準を採用する理由は、表現の自由のような精神的自由権が制限されると、不当な国家権力の行使を批判する表現ができなくなり、選挙においてこれを是正することもできなくなってしまうため、精神的自由権はできる限り尊重されるべきであるのに対し、経済的自由権が制限されても、このような事態は生じないため、一定の限度で制限されることもやむを得ないからである。

※5 具体例をイメージ

例えば、総務省で、出版前に書物を献本することを義務付け、内閲の結果、風俗を害すべき書物については、発行を禁止することなどである。

【事前抑制と検閲】



最重要判例

● 税関検査事件（最大判昭59.12.12）

事案

税関当局が書籍等の輸入にあたってその内容を検査する税関検査の制度が検閲に当たり違憲ではないかが争われた。

結論

合憲

判旨

①検閲の意義

憲法21条2項にいう「検閲」とは、**行政権**が主体となつて、思想内容等の**表現物**を対象とし、その全部又は一部の**発表の禁止を目的**として、対象とされる一定の表現物につき**網羅的・一般的に、発表前に**その内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す。【28-41-ウ・エ】

②検閲禁止規定の趣旨

憲法21条2項の検閲禁止規定を憲法が21条1項とは別に設けたのは、公共の福祉を理由とする例外の許容をも認めない趣旨を明らかにしたもので、**検閲の絶対的禁止を宣言したものである**。【22-3-エ】※1、28-41-イ、2-4-4

③税関検査が検閲に該当するか

税関検査の場合、表現物は国外で発表済であり、輸入が禁止されても発表の機会が全面的に奪われるわけではない。また、税関検査は関税徴収手続の一環として行われるもので、思想内容等の網羅的審査・規制を目的としない。さらに、輸入禁止処分には司法審査の機会が与えられている。したがって、税関検査は、**検閲に当たらない**。

※1 過去問チェック

憲法21条2項前段は、「検閲は、これをしてはならない」と定めるが、最高裁判例はこれを一切の例外を許さない絶対的禁止とする立場を明らかにしている。
→○（22-3-エ）

最重要判例

● 北方ジャーナル事件（最大判昭61.6.11）

事案

北海道知事選に立候補予定の者を批判・攻撃する記事を掲載した雑誌が、発売前に名誉毀損を理由に差し止められた。そこで、裁判所の仮処分※2による事前差止めが、21条に違反しないかが争われた。

結論

合憲

※2 用語

仮処分：裁判所が当事者の権利を保全するために執る手段のこと。

判旨

①裁判所による事前差止めの検閲該当性

裁判所の仮処分による事前差止めは、**検閲に当たらない**。

②裁判所による事前差止めの許容性

差止めの対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価・批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるといふことができ、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、**原則として許されない**。もっとも、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、**例外的に事前差止めが許される**。※3 過 2-4-4

最重要判例

● 第1次家永教科書事件（最判平5.3.16）

事案

小・中・高等学校の教科書は、文部大臣（当時）の検定に合格しなければ教科書として使用できないとする教科書検定の制度が、事前抑制や検閲に当たり違憲ではないかが争われた。

結論

合憲

判旨

教科書検定は、一般図書としての発行を何ら妨げるものではなく、発表禁止目的や発表前の審査などの特質がないから、事前抑制にも**検閲にも当たらない**。過 元-6-2

② 漠然不明確な規制・過度に広汎な規制

漠然不明確な規制・過度に広汎な規制がなされると、どこまで表現が許されるかわからず、表現をする人が萎縮してしまいます。そこで、表現の自由を規制する立法は明確でなければならないとされています。これを**明確性の理論**といいます。※4

過 2-4-5

表現の自由との関係で法文の不明確性が争われた事件としては、徳島市公安条例事件があります。

最重要判例

● 徳島市公安条例事件（最大判昭50.9.10）

事案

徳島市公安条例の定める「交通秩序を維持すること」という許可条件は不明確であり31条に違反しないかが争われた。

※3 引っかけ注意!



北方ジャーナル事件判決が事前差止めを認めた要件は、

①表現内容が真実でなく、「又は」それが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、「かつ」、②被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときです。「又は」と「かつ」を入れ換える引っかけが出題されることがあります。

※4 参考

判例によれば、法文の文言の射程を限定的に解釈し合憲とすることが許容される場合がある。過 2-4-5

結論 合憲

判旨 ある刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法31条に違反するものと認めるべきかどうかは、**通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうか**によってこれを決定すべきである。

③ 表現内容規制

表現内容規制とは、ある表現が伝達しようとするメッセージの内容を理由とした規制のことです。**※1** 週2-4-1

この表現内容規制については、厳格な合憲性判定基準によることが要求されます。**※2**

④ 表現内容中立規制

表現内容中立規制とは、表現が伝達しようとするメッセージの内容には直接関係なく行われる規制（時間・場所・手段に着目して行われる規制）のことです。**※3** 週2-4-3

この表現内容中立規制については、表現内容規制の場合よりも緩やかな合憲性判定基準が用いられるのが一般です。**※4**

最重要判例

● 集合住宅でのビラ配布行為の可否（最判平20.4.11）

事案 防衛庁（当時）の職員及びその家族が住む集合住宅に無断で立ち入り、「自衛隊のイラク派兵反対」などと書かれたビラを配布した者が、住居侵入罪で起訴された。そこで、ビラ配布行為について住居侵入罪で起訴することは、憲法21条1項に違反するのではないかが争われた。

結論 合憲

判旨 本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために「人の看守する邸宅」に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われているところ、本件で被告人らが立ち入った場所は、防衛庁の職員及びその家族が私的生活を営む場所である集合住宅の共用部分及びその敷地であり、自衛隊・防衛庁当局がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に出入りすることのできる場所ではない。**たとえ表現の自由の行使のためといっても、このような場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私的生**

※1 具体例をイメージ

例えば、政府の転覆を煽動する文書の禁止、国家機密に属する情報の公表の禁止などである。週2-4-1

※2 参考

表現の内容を理由とした規制であっても、高い価値の表現でないことを理由に通常の内容規制よりも緩やかに審査され、規制が許されるべきだとされる場合がある。例えば、営利を目的とした表現や、人種的憎悪を伴う表現などである。週2-4-2

※3 具体例をイメージ

例えば、学校近くでの騒音の制限、一定の選挙運動の制限などである。週2-4-3

※4 重要判例

みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をすることを禁止した軽犯罪法上の規制は、公共の福祉のため、表現の自由に対し許された必要かつ合理的な制限である（最大判昭45.6.17）。週22-3-ウ

4 学問の自由

(1) 学問の自由

外国の憲法においては、学問の自由を独立の条項で保障する例はあまりありません。しかし、大日本帝国憲法の下で、滝川事件 ※5 や天皇機関説事件 ※6 など、学問の自由が国家権力によって直接侵害されてきた歴史を踏まえ、日本国憲法では、学問の自由が明文で保障されています（23条）。

学問の自由の内容としては、①**学問研究の自由**、②**研究結果発表の自由**、③**教授の自由**の3つがあります。

【学問の自由の内容】

学問研究の自由	真理の発見・探求を目的として学問研究を行う自由 ※7
研究結果発表の自由	研究結果を発表する自由
教授の自由	研究結果を教授する自由 ※8

なお、先端科学技術をめぐる研究であっても、罰則によって特定の種類の研究活動が規制されることがあります。例えば、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律は、人クローン胚などを人又は動物の胎内に移植することを禁止し、これに違反した場合の罰則が規定されています。過30-4-2

(2) 大学の自治

大学の自治とは、大学の内部組織や運営に関しては大学の自主的な決定に任せ、大学内の問題に対する国家権力の干渉を排除しようとすることです。

学問の自由には、大学の自治が含まれます。なぜなら、大学は学問をする典型的な場所であり、大学内の問題に対して国家権力の干渉を許してしまうと、学問の自由が脅かされるおそれが多いからです。※9

まとめると、以下の図のようになります。

※5 用語

滝川事件：京大の滝川教授の学説があまりに自由主義的であるという理由で休職を命じられた事件のこと。

※6 用語

天皇機関説事件：天皇は国家という法人の機関にすぎないとする天皇機関説を主張した美濃部達吉の著書を発禁処分にし公職から追放した事件のこと。

※7 参考

学説上は、学問研究を使命とする人や施設による研究は、真理探究のためのものであるとの推定が働くと考えられてきた。過30-4-1

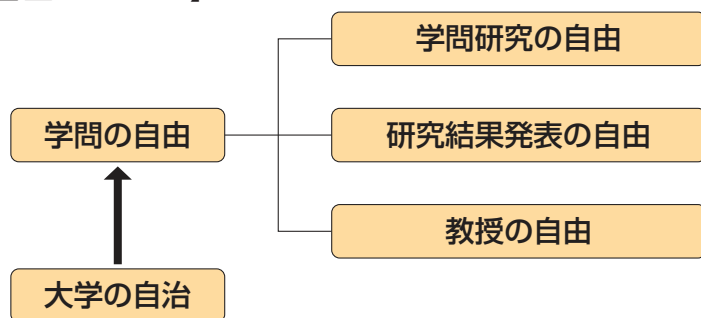
※8 重要判例

知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、一定の範囲における教授の自由が保障されるが、普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることは許されない（旭川学テ事件：最大判昭51.5.21）。過30-4-5

※9 参考

大学の自治は、大学における自治を保障することによって学問の自由を保障する制度的保障であるとするのが通説である。過18-6-4

【学問の自由のまとめ】



最重要判例

● ポポロ事件（最大判昭38.5.22）

事案

東大の学生団体「ポポロ劇団」主催の演劇発表会の観客の中に私服警官がいることを学生が発見し、その警察官に対して暴行を加えたところ、暴力行為等処罰に関する法律違反で起訴された。そこで、私服警官の潜入が大学の自治に反するのではないかが争われた。

結論

合憲

判旨

①23条の意義

23条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであって、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、**特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。** 過21-6

②施設利用権と大学の自治

大学の学生が学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、**大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。** 過30-4-3

③学生の集会と大学の自治

学生の集会が真に学問的な研究又はその結果の発表のためのものでなく、**実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別な学問の自由と自治は享有しない。** 過30-4-4

確認テスト

- ☐☐☐ 1 謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、加害者の倫理的な意思・良心の自由を侵害するものであり許されない。
- ☐☐☐ 2 20条3項により禁止される「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助・助長・促進又は圧迫・干渉等になるような行為をいう。
- ☐☐☐ 3 報道の自由及び取材の自由は、表現の自由を規定した21条の保障の下にある。
- ☐☐☐ 4 知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においては、教授の自由は保障されない。

解答

1 ✕ 単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものであれば許される（謝罪広告強制事件：最大判昭31.7.4）。 2 ○（津地鎮祭事件：最大判昭52.7.13） 3 ✕ 報道のための取材の自由は、21条の精神に照らし、十分尊重に値するとされているにすぎない（博多駅事件：最大決昭44.11.26）。 4 ✕ 普通教育の場においても、一定の範囲における教授の自由が保障される（旭川学テ事件：最大判昭51.5.21）。